
大館市本庁舎建設基本計画（案）

平成 27 年 11 月

秋田県大館市

目 次

第1章 基本計画の背景と目的.....	1
1. 基本計画の目的と位置付け.....	1
2. 背景と経緯.....	2
3. 現状の課題(問題点).....	4
4. 基本理念と基本方針.....	6
5. 上位計画との整合性.....	9
第2章 新庁舎の機能.....	10
① 防災拠点として市民の安全・安心を確保した庁舎.....	10
② 市民サービス向上が図られる効率的な庁舎.....	13
③ 市民に親しまれる開かれた庁舎.....	17
④ 環境に配慮した庁舎.....	22
⑤ まちづくりと連動した庁舎.....	25
⑥ 市民が誇りを持てる庁舎.....	26
⑦ 分庁舎を利活用し、将来の機能集約や機構改革等にも対応できる庁舎.....	28
⑧ その他の機能について.....	30
I 高度情報化への対応と防犯機能を備えた庁舎.....	30
II 行政機能.....	32
III 議会機能.....	33
第3章 与条件整理.....	35
1. 自然条件の整理.....	35
2. 計画地の周辺状況.....	37
3. 計画地の概要.....	39
第4章 新庁舎の建築計画.....	41
1. 新庁舎の規模.....	41
2. 建設場所・敷地利用計画.....	46

3. 新庁舎のフロア構成.....	48
4. 構造計画.....	49
5. 設備計画.....	52
第5章 新庁舎の事業手法.....	53
1. 事業手法.....	53
2. 発掘調査について.....	54
3. 工事及び発掘調査中の現庁舎利用計画について.....	55
4. 建設スケジュール.....	56
5. 事業費と財源.....	57

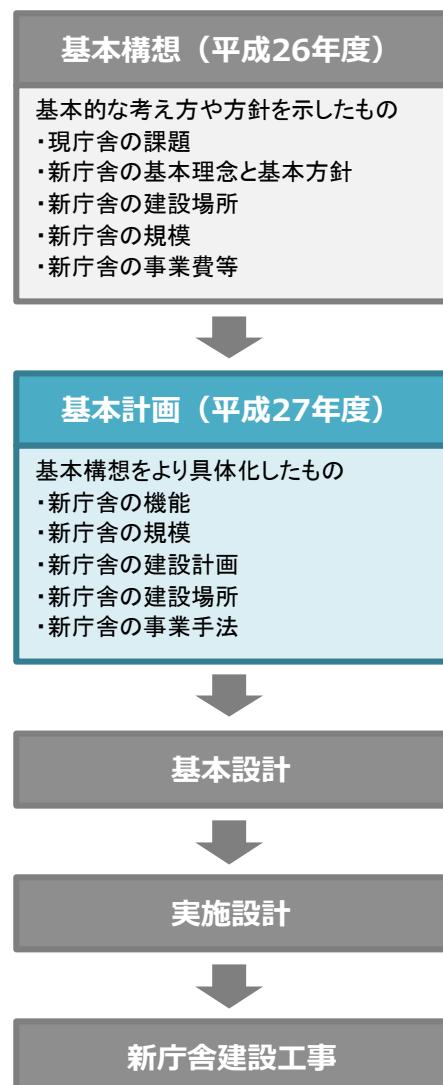
第1章 基本計画の背景と目的

1. 基本計画の目的と位置付け

大館市役所本庁舎の建設については、平成27年2月に「大館市本庁舎建設基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定し、新庁舎建設の基本理念や基本方針、新庁舎の位置や規模、事業費等について基本的な方向性を定めました。

本基本計画は、将来の人口推計を踏まえ、現在ある分庁舎を可能な限り利活用しながら本庁機能を段階的に集約していくという方針のもとで、新庁舎の規模、機能、建設計画等、新庁舎の設計に向けた諸条件の整理を行ったものであり、基本及び実施設計の指針となるものです。

以下に基本計画の位置付けを示します。



2. 背景と経緯

(1) 背景

現在の大館市役所の本庁舎は、西側庁舎を昭和29年に建設(築後61年経過)、その後、昭和51年に東側庁舎を増築(築後39年経過)し、現在に至っています。

平成17年の合併時からは、合併前の2町の庁舎であった比内庁舎、田代庁舎に建設部や教育委員会を配置するなどし、行政サービスや業務量の増加に対応してきました。

経年による老朽化が著しい大館市役所本庁舎については、平成21、22年度に耐震診断を実施した結果、建築基準法に定める耐震基準を満たしていないことがわかり、本庁舎の耐震性を確保するための耐震補強工事などの方策を検討していました。

こうした中で平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、想定を超える大地震に見舞われた場合、市役所本庁舎としての機能を維持し、市民や職員の安全を確保しながら防災拠点としての機能を果たしていくためにはどのような整備を行うべきか、既存の計画を白紙に戻し、検討していくことになりました。

耐震診断結果や将来の維持管理費用、合併により分散せざるを得なかった庁舎機能の集中配置による市民の利便性向上などの観点から、有識者による「大館市本庁舎建設検討委員会」や市議会の「本庁舎建設に関する特別委員会」などで新庁舎建設に向けて建設候補地や事業費などに関し審議を重ね、パブリックコメントを経て平成27年2月に大館市本庁舎建設基本構想を策定しました。

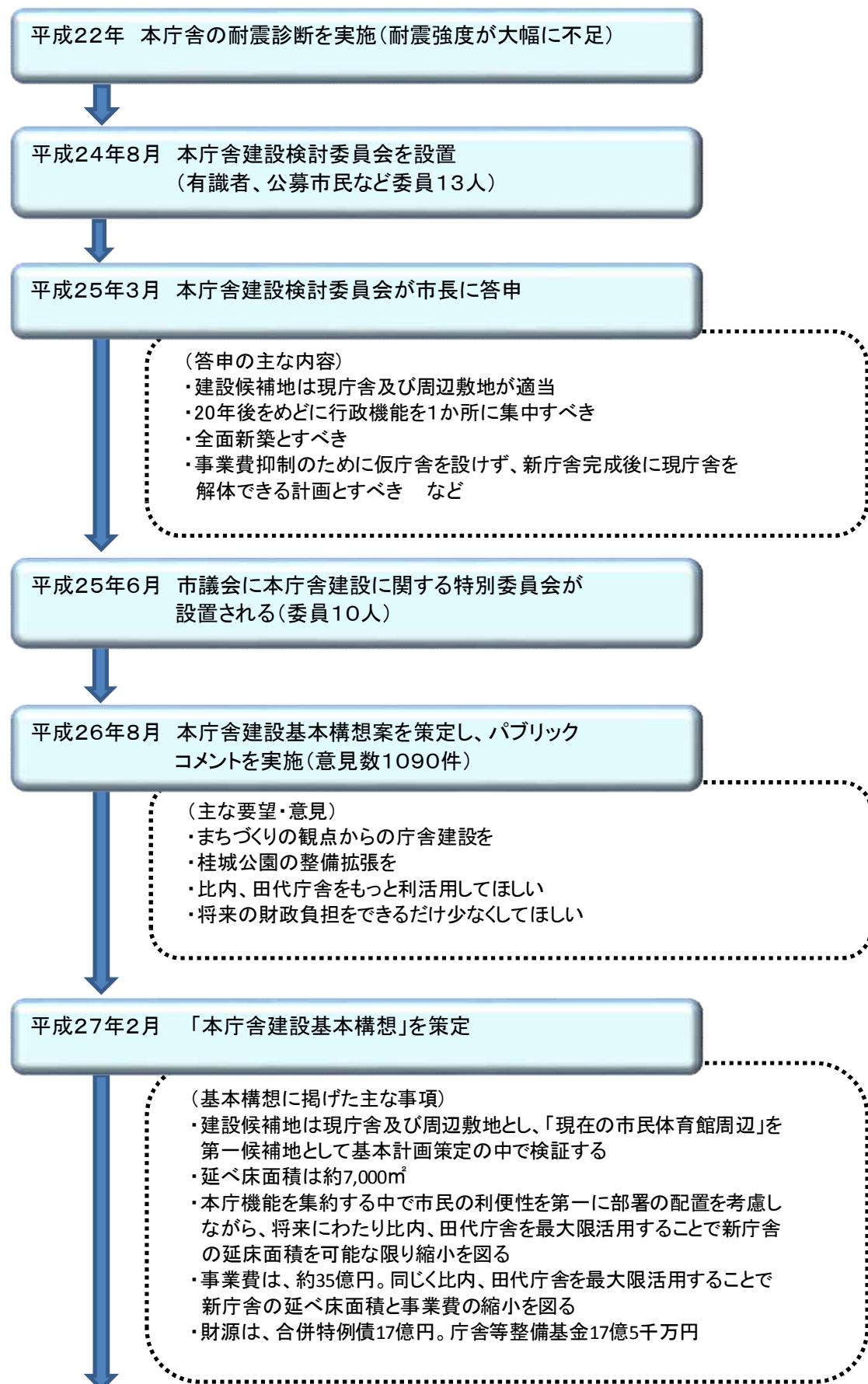
平成27年2月には基本計画策定業務に着手し、同年7月には庁内横断組織である「新庁舎建設庁内検討委員会」を設置し、本基本計画に関する協議、検討を行ってきました。

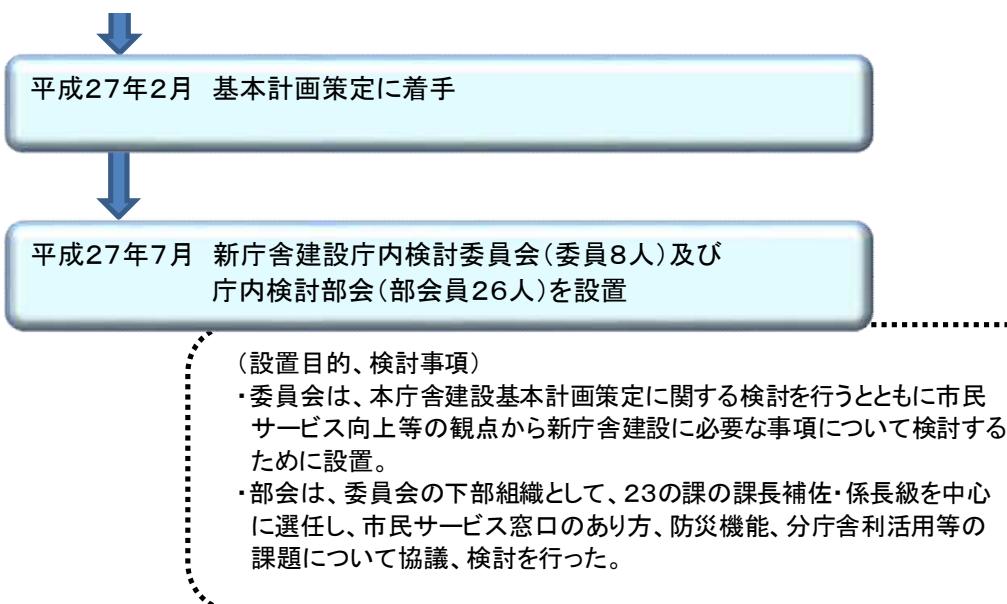


大館市役所 本庁舎

(2) 経緯

○ 新庁舎建設に向けた取り組みの経過





3. 現状の課題（問題点）

現在の市役所本庁舎が抱える課題（問題点）については、以下の5つが挙げられます。

（1）耐震性の不備

本庁舎は、旧耐震基準（昭和56年5月以前に着工された建物に適用されている建築基準法の基準）による建築のため、大規模地震の際には倒壊の危険性があります。

平成21、22年度に実施した耐震診断では、西側庁舎の構造耐震指標（I_s値）が基準である0.6を下回っており、西側1階部分（Y方向）は0.19と地震に対して危険性が高い状況です。

多くの市民が訪れる市役所庁舎には全市民に密接に関わる多くの行政機能が集中しているほか、膨大かつ多岐にわたる行政文書、電子情報を保存、管理しており、また、大地震等の災害発生時には市民の安全・安心を確保するための防災・災害対応拠点としての機能を果たす必要があるため、早急に対策を講じる必要があります。

（2）施設・設備の老朽化

本庁舎は、西側庁舎が昭和29年、東側庁舎が昭和51年（昭和55年増築）に建設されたもので、西側庁舎は築後61年が経過しています。耐震強度が不足していることに加えて、給排水や冷暖房、トイレ等の衛生設備の老朽化が著しく、設備等の補修及び改修に毎年多くの費用が必要となっています。

冷暖房のエネルギー効率も良くなく、今後老朽化が進むことで燃料費、光熱水費等のさらなる増嵩が懸念されます。

(3) 狹隘化による市民サービス窓口や執務環境の機能低下

本庁舎は、各種手続きのために訪れる市民にとっての玄関口である「市民ホール」や各種受付窓口の待合スペース、通路などが非常に狭く、さまざまな用件で来庁された方々の動線が交錯するなど、庁舎全体が、訪れる市民のためのスペースとして機能していない状況にあります。

また、受付や相談窓口でのプライバシー確保のための機能が低いうえ、相談室自体も不足しているなど、市民の皆さんの用件、要望を伺い、相談内容に適確に応えていくための環境が整っていません。

市町合併を経て、業務量の増大等により各課等の執務室が狭隘となり、本庁舎内だけでは市民や各種団体との協議、打合せなどに必要な会議室が確保できず、倉庫、書庫等も敷地外の多くの箇所に分散しているなど、市民の利便性と迅速な行政サービスを阻害する要因になっています。

(4) バリアフリーへの対応不足

現在の本庁舎は、駐車場から建物内に至るまで段差も多く、度重なる増改築を経て出入口や各課窓口への通路などが入り組んでいて、十分な広さが確保できません。また、エレベーター等もなく、救急患者が発生した際には、階段を利用しての搬送する必要があります。

多くの方が利用する公共施設には高齢者や障害のある方、乳幼児を同伴した方に配慮した構造や設備等が必要不可欠ですが、古い基準で建設された本庁舎は、バリアフリー新法などの基準に対応しきれていません。

(5) 分庁方式による市民の利便性の低下

平成17年6月20日の1市2町の合併により人口84,701人の新大館市が誕生し、庁舎については建物の規模、事務スペース等の面から、旧大館、比内、田代の3庁舎による分庁方式を採用することになりました。このほかにも、福祉部は総合福祉センター、産業部は三ノ丸庁舎などと、本庁機能が複数箇所に分散して行政サービスを行う形態となり、現在に至っています。

各庁舎では、電算処理システムやICTネットワークの整備により主な窓口サービスの手続きが可能となっているものの、専門性の高い手続きや複雑な事務処理については直接の担当課でないと対応できない場合があり、市民の皆さんに多大なご不便をおかけしています。

また、市役所内部での会議等、複数の部署の職員が一堂に会して協議する必要がある場合など、庁舎間の移動にかかる時間その他のコストについても相当なロスが発生していると言えます。

4. 基本理念と基本方針

基本構想で定めた事項と市役所庁舎の現在の課題（問題点）を踏まえて、新庁舎建設において目指すべき基本理念とそれを実現するための基本方針を次のように設定します。

（1）基本理念

「市民に親しまれ、安心して暮らせる街の拠点となる庁舎」

市役所は、大館に生まれ、育ち、暮らす人々にとって最も身近な行政機関であり、市民生活のあらゆる場面で市民の皆さんをサポートしていく機関であるとともに、大規模な災害が発生した際には、市民の生命と財産を守るために防災拠点として重要な役割を担います。

本市の中心部に位置し、歴史ある桂城公園に隣接する市役所庁舎として、あらゆる世代の市民にとって利用しやすく、また、防災拠点として高い機能を持つ庁舎を目指します。

（2）基本方針

基本理念の実現に向けての新庁舎建設の基本方針を以下のとおりとします。

1) 防災拠点として市民の安全・安心を確保した庁舎

市民の安全・安心な暮らしを支える防災・災害対応拠点となる庁舎とします。災害発生時において、市全域の情報収集と市民等への情報発信、救助活動に関する消防等との連絡調整、応急復旧に向けた指揮など、災害対策本部機能を滞りなく発揮できるように高度な耐震性能を確保します。

2) 市民サービスの向上が図られる効率的な庁舎

市民がより早く、迷うことなく目的とする窓口を訪れ、目的とする手続きを迅速に済ませることができるとともに、市民のプライバシーを適切に確保しながら、丁寧に対応することができる庁舎とします。

3) 市民に親しまれる開かれた庁舎

誰にとっても利用しやすく、わかりやすい、ユニバーサルデザインを導入するとともに、市民が気軽に集い、憩うことができるよう、市民交流機能を備えた庁舎とします。

本市の情報を発信し、市民が市政や施策などを身近に感じ、市民と行政とが協同でさまざまな取組みを進めて行くことができる庁舎とします。

4) 環境に配慮した庁舎

ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムの基本方針に則り、計画、建築から運用までのサイクルを通じて、再生可能エネルギーや自然エネルギーの活用による環境負荷の低減と、施設の長寿命化や維持管理の容易さ、設備更新への対応など、長期的な経費の軽減につながる庁舎とします。

5) まちづくりと連動した庁舎

中心市街地の一画に位置する庁舎として、人口減少や超高齢社会の到来を見据え、主要な行政機関、市立総合病院などの医療機関、市営住宅、商業施設、公共交通機関などの利用について考慮した、コンパクトシティの核となる施設づくりを行います。

現在、策定に向けて取り組んでいる「歴史まちづくり法」に基づく「歴史的風致維持向上計画」においては、桂城公園を「歴史と文化を発信し、観光拠点となる城址公園」と位置付けています。

大館城跡として歴史があり、多くの市民に親しまれている桂城公園は、市民の心のより所でもあり、桂城公園と隣接する新庁舎の建設にあたっては、桂城公園との一体的な整備を目指します。

6) 市民が誇りを持てる庁舎

庁舎は市を象徴する建築物の一つであり、地域の核となる施設であることから、建築にあたっては秋田杉や地場産材を用いるなどのほか周囲の景観形成にも配慮し、地域の産業活性化に資するとともに本市の歴史や産業などの特色を醸し出す、市民が誇りを持てる施設を目指します。

7) 分庁舎を利活用し、将来の機能集約や機構改革等にも対応できる庁舎

比内庁舎、田代庁舎は、地域における行政サービスの拠点として、その機能の維持を図ります。

将来的な人口減少を見据え、平成52年度(2040年)までの、教育委員会、建設部などの部署の新庁舎への集約を目指した適正規模の庁舎とします。

併せて、将来の市の組織の変遷や職員数の変動、入居する部署の入れ替えなどに柔軟に対応することができる庁舎とします。

8) その他の機能について

I 高度情報化への対応と防犯機能を備えた庁舎

電子自治体など21世紀型社会に対応でき、ICT化に沿った配線などが自由にできる庁舎とします。

市民の個人情報や各種情報の漏洩を防ぎ、電子データを守る機能を備えると共に、来庁者と職員の安全管理に配慮したセキュリティ対策を整備します。

II 行政機能

職員が効率よく快適に執務することができ、円滑なコミュニケーションのもと適確に市民サービスを提供できる事務機能をもつ庁舎を目指します。

また、将来の本庁機能の集約、行政需要の変化に伴う組織改編や新庁舎に入居する部署の入替えなどに柔軟に対応できる、長期間にわたり利用可能な庁舎とします。

III 議会機能

市議会における活発な議論と円滑な議会運営に資する庁舎を目指します。

また、閉会中の議場、委員会室等は、行政事務スペースのほか、市民利用も含めて多目的に利活用することができる庁舎とします。

基本理念
市民に親しまれ、安心して暮らせる街の拠点となる庁舎
基本方針
<p>① 防災拠点として市民の安全・安心を確保した庁舎</p> <p>災害対策本部機能の強化 市民の安全・安心の確保</p>
<p>② 市民サービスの向上が図られる効率的な庁舎</p> <p>来庁者が分かりやすく、職員が対応しやすい庁舎 来庁者が安心できる環境の庁舎 窓口手続きがスムーズな庁舎</p>
<p>③ 市民に親しまれる開かれた庁舎</p> <p>気軽に利用できる市民交流空間を備えた庁舎 ユニバーサルデザインに配慮した庁舎</p>
<p>④ 環境に配慮した庁舎</p> <p>再生可能エネルギーの活用と省エネ化 緑化の推進、施設の長寿命化</p>
<p>⑤ まちづくりと連動した庁舎</p> <p>コンパクトシティの核となる庁舎 桂城公園との一体的な整備</p>
<p>⑥ 市民が誇りを持てる庁舎</p> <p>地場産材の使用及び展示スペースの設置 市の象徴としての景観形成をする庁舎</p>
<p>⑦ 分庁舎を利活用し、将来の機能集約や機構改革等にも対応できる庁舎</p> <p>将来を見据えた行政サービスに対応できる庁舎 市有建物の有効利用</p>
⑧ その他の機能
<p>I 高度情報化への対応と防犯機能を備えた庁舎 II 行政機能 III 議会機能</p>

5. 上位計画との整合性

基本計画の策定に当たっては、次に示す上位関連計画等に盛り込まれた方向性や施策との整合を図ります。

- ① 第2次新大館市総合計画(平成28年3月策定予定)
- ② 大館市人口ビジョン(平成27年12月策定予定)
- ③ 大館市地域防災計画(平成27年2月 第3次修正)
- ④ 大館市都市計画マスタープラン(平成19年7月策定)

第2章 新庁舎の機能

基本方針に掲げた7項目を、新庁舎が備えることを目指すべき機能として、以下に示します。

① 防災拠点として市民の安全・安心を確保した庁舎

(1) 現状の問題点

西側庁舎は、建築後61年が経過しており、施設の老朽化が著しく、耐震性能の不足が確認されています。大規模地震が発生した際には倒壊の危険性があり、来庁者の安全が確保できず、市民生活にかかわる多くの機能や大切な情報が失われることが懸念されます。

また、現在の庁舎では、大規模災害時に必要となる非常用電源や水道水の確保が極めて限定的であり、被害情報の収集や迅速かつ適確な避難情報の発信に支障を来すことが危惧されます。

(2) 問題を解決するための具体的目標

上記問題点を踏まえ、高い防災機能を備えた拠点施設として庁舎を整備するため以下の目標を掲げます。

防災拠点として市民の安全・安心を確保した庁舎としての方針

- ✓ 市民の安全・安心な暮らしを支える防災拠点となる庁舎とします。
 - ✓ 大規模災害が発生した場合には、救助や復旧に向けた指揮、情報収集の中核施設として十分機能できるよう高度な耐震性能を確保した庁舎とします。

具体的目標	目標 1 災害対策本部機能の強化
	災害対策本部室等の設置
	施設の耐震性確保
	情報・通信・設備の整備
目標 2 市民の安全・安心の確保	
	一時避難スペース等の確保
	災害後のケア対策窓口
	災害への対応及び避難経路の確保

目標1：「災害対策本部機能の強化」

【① 災害対策本部室等の設置】

災害発生時に「災害対策本部」等に転用できる会議室を設置します。

災害対策本部室等との連携が適切に機能するよう、職員の動線、情報の流れ、関係設備の使用などを考慮して危機管理主管部署を配置します。

【② 新庁舎の構造】

庁舎の構造形式は、今後の基本設計で、建設工期や建設費用を考慮しながら「免震構造」などを検討します。

【③ 非常用電源、飲料水の確保】

*業務継続計画(BCP)に対応するため、電力供給や通信網の複数系統化、非常用電源(72時間以上継続使用できるもの)の確保、給排水設備の耐震性能強化、水の貯留装置、避雷装置の設置を検討します。

* 事業継続計画(BCP)：Business Continuity Planning の略、災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続できるようにするために、事前策定する行動計画です。

【④ 敷地内活動スペースの確保】

災害発生時に消防車等の緊急車両が安全に活動できる敷地内スペースを確保します。

【⑤ 防災システムの活用】

災害時に被災状況を的確に把握し、地域の防災組織や関係機関と連携して、速やかに対応できる通信設備を配置します。

○ 大館市が既に設置(採用)している防災システム一覧

- ・ 秋田県総合防災情報システム(県)
- ・ 秋田県震度情報ネットワークシステム(県)
- ・ 全国瞬時警報システム「Jアラート」(国)
- ・ 緊急情報ネットワーク「EMネット」システム(国)
- ・ 能代河川国道事務所情報カメラ画像提供(国)
- ・ 防災行政無線(市)
- ・ 消防指令装置端末(市)

【⑥ 浸水対策】

短時間での局地的集中豪雨の発生等を視野に入れ、敷地における雨水排水機能の充実を図るとともに、危機管理主管部署は浸水の影響を受けることのない階層に配

置します。

【⑦ 備蓄倉庫】

搬入搬出の利便性等を考慮しながら、災害対策活動の初動期間に必要な非常食や防災資機材を備蓄するための防災備蓄倉庫を設置します。

目標2:「市民の安全・安心の確保」

【① 一時避難スペース等の確保】

大規模災害発生時に、市民や帰宅困難者が庁舎に一時的に避難してくることが想定されることから、市民ホール(ロビー)等に対応するスペースを確保します。

桂城公園や新庁舎駐車場などの屋外空間は、平常時の利用形態から災害時の利用形態に速やかに切り替え、救援物資の仕分けスペース等に活用できるよう検討します。

【② 災害後のケア対策窓口】

災害発生後に、被災した市民の要望、相談に応じ、適切な支援を行うための「臨時相談窓口」、「生活相談窓口」の開設を想定し、市民ホール(ロビー)や会議室の転用も含めて、窓口開設に対応するためのスペースを確保します。

【③ 火災への対応及び避難経路の確保】

庁舎内の避難通路については、職員が来庁者を誘導しやすく、来庁者自らが速やかに避難できるよう複数の経路を確保します。

② 市民サービスの向上が図られる効率的な庁舎

(1) 現状と問題点

現在の市役所本庁舎は狭隘で、市民ホール、待合室、通路が十分確保できていない状況であり、待合のためのイス等も十分配置されておらず、窓口への来訪者が集中する時期などには、来庁者にストレスを与える要因にもなっていると考えられます。

高齢の方や子ども、乳幼児など社会的弱者に配慮した施設、部署の配置となっておらず、相談者等のプライバシーを守る機能も不十分です。

また、分庁舎となっていることも、市民の利便性や職員の移動時間等のロスにつながっていることは否めません。

(2) 問題を解決するための具体的目標

上記問題点を踏まえ、市民にとって利用しやすい庁舎を整備するため以下の目標を掲げます。

市民サービスの向上が図られる効率的な庁舎

- ✓ 市民が迷うことなく目的とする窓口を訪れ、手続きを迅速に済ますことができる庁舎とします。
- ✓ 市民のプライバシーを適切に確保しながら、丁寧に対応することができる庁舎とします。

具体的目標

目標 1 来庁者にとって分かりやすく、職員が対応しやすい庁舎

総合案内(コンシェルジュ)の設置
庁舎内の案内表示の充実

目標 2 来庁者が安心できる環境の庁舎

番号札方式の採用
内容に応じた3段階のプライバシー保護機能
分庁舎とのコンタクトスペース等の配置

目標 3 窓口手続きがスムーズな庁舎

ワンフロアサービスを可能とする、窓口関係課のコンパクトな配置
手続きの負担軽減と待ち時間の短縮のための受付窓口の集約

目標1：「来庁者にとって分かりやすく、職員が対応しやすい庁舎」

【① 総合案内(コンシェルジュ)の設置】

来庁者が希望する行政サービスを速やかに、できるだけ負担をかけることなく提供するためには、総合案内の設置が必要です。

総合案内には※コンシェルジュ(案内係)を複数配置し、来庁者が求める用務内容を聞き取り、用務内容に合った窓口や担当課を適切に案内するとともに、各種届出や証明書の交付に必要な申請用紙の記載補助などを行います。

総合案内は、市役所を訪れた方に分かりやすく、申請用紙の記載補助などにも対応しやすい場所に配置し、各種情報(各課からのお知らせ、市長や会議の日程等)を提供する機能も持つものとします。

* コンシェルジュ：ホテルで客の要望に応える接客係を表すことば。転じて、特定の分野や地域情報を紹介・案内する人のことをいいます。

【② 庁舎内の案内表示の充実】

さまざまな年齢層の来庁者が迷うことなく自分の目的の業務が判断でき、速やかに窓口に行くことができるよう、庁舎内の案内表示の充実を図ります。

目標2：「来庁者が安心できる環境の庁舎」

【① 番号札方式の採用】

プライバシー保護の観点から、住民票等の交付窓口で個人名を呼び出す方式ではなく、番号札方式等を導入します。

導入にあたっては、広告用ディスプレイを備えた番号案内システムを採用することで設置及び維持管理費の負担軽減を図ります。

【② 窓口業務内容や市民の相談内容に応じた3段階のプライバシー保護機能】

i) 窓口カウンターに仕切り用のプレートを設置

窓口カウンターの隣席との境界に仕切り用のプレートを設置することでプライバシーを確保します。

ii) 半個室型の窓口カウンターを設置

業務内容によって、「主として証明書を発行するだけの窓口」は椅子を1つ、複数で来庁することの多い「届出の窓口」は椅子を2つ設置するなど、スペースの有効活用を図ります。

iii) プライバシーに深く関わる相談に応じるための個室型相談室の設置

福祉や税収納等の相談室は、相談者のプライバシーに最大限配慮することとし、相談者が他の来庁者の目に触れ、相談内容が漏れることのないよう、また、安全面

にも十分配慮して必要な数を確保します。



【③ 分庁舎とのコンタクトスペース等の配置】

本市においては、新庁舎の開庁からしばらくの期間は教育委員会や建設部などの部署が集約されない状況であることから、市役所本庁舎を訪れた相談者の用件に応じるために、窓口の職員が分庁舎に配置されている部署に電話等で直接確認する場面が今後も発生することが想定されます。

このような来庁者の待合スペースとして、受付カウンターの末端部か総合案内の側に必要なスペースの確保を検討します。

また、臨時の窓口設置が必要となる場合も想定され(国の施策による給付金事業や県所管事業に関する申請受付など)、これらに対応できるスペースや多目的室の設置を検討します。

目標3:「窓口手続きがスムーズな庁舎」 (ワンフロアサービス等の窓口機能について)

【① ワンフロアサービスを可能とする、窓口関係課のコンパクトな配置】

市役所への来庁者は、転入、転出等に伴う住民票に関する手続き、結婚、出産等に伴う戸籍に関する手続き、税関係の諸証明書に関する手続きで窓口を訪れる方が圧倒的に多いと言えます。

したがって、窓口サービスを提供する部署の配置については、訪れる市民の最も多い住民票、戸籍、税関係の窓口を中心に、国民健康保険、年金、福祉相談、介護保険、児童手当、保育など、市民生活に最も密接に関わる窓口や部署をできる限り1階に、しかもコンパクトにまとめ、高齢者や障害のある方、乳幼児を連れた方など、来庁者の移動の負担を軽減するための配置計画とします。

【② 手続きの負担軽減と待ち時間の短縮のための受付窓口の集約】

住民票や印鑑証明、税に関する証明書等、比較的短時間で事務処理を行うことができ、証明書等を発行できるものについては、証明書発行窓口として一つにまとめることが可能です。

また、必要書類の種類や用途によりますが、住民票と税証明を同時に申請するパターンも多いと考えられるため、複数の証明書類の申請手続きに必要な、申請書の記載、聞き取り、本人確認等を一回で済ませることで、来庁者の負担を軽減することが可能となります。

案内サービス等に時間を要しない証明書発行や申請・届出など複数の申請手続きを1か所で受け付けるなどの本市に即した窓口のあり方については、今後、各担当課が連携し、現状(処理件数、事務処理の流れ、他の事務との関連性)を分析しながら、他の自治体の事例も踏まえ、詳細を決定していきます。

③ 市民に親しまれる開かれた庁舎

(1) 現状の問題点

現庁舎は、庁舎の顔ともいえるホール(玄関)や待合が非常に狭く、市民のためのスペースとして、その機能を十分に果たしておりません。また、ホールと窓口を移動する際の通路も狭く、車いすを利用される方などには大変不便なものとなっています。執務室は、業務量の増大等により狭隘化も進み、職員の業務効率も低下しています。

公共施設には、高齢の方や障害のある方に配慮したバリアフリー対策が必要となつておりますが、古い建築基準で建設された現庁舎は、バリアフリー新法への対応が十分ではありません。現庁舎には、エレベーター設備が配置されていないため車いすを利用されている方の移動に支障をきたしています。

(2) 問題を解決するための具体的目標

上記問題点を踏まえ、市民に親しまれ、愛着を持たれる庁舎として整備するため以下の目標を掲げます。

市民に親しまれる開かれた庁舎

- ✓ 気軽に立ち寄ることができ、充実した市民交流機能を有する施設づくりを行います。
- ✓ 情報発信機能により、市民が市政を身近に感じ、市民と行政が協働できる庁舎とします。
- ✓ 誰もが利用しやすくわかりやすい、ユニバーサルデザインに配慮したつくりとします。



目標 1 気軽に利用できる市民交流空間を備えた庁舎

市民利用スペースの設置
桂城公園との一体的な整備

目標 2 ユニバーサルデザインに配慮した庁舎

すべての人が安心で、使いやすい施設整備
わかりやすいサインによる施設誘導整備

具
体
的
的
目
標

目標1：「気軽に利用できる市民交流空間を備えた庁舎」

【① 市民等が自由に利用できるスペースの設置】

協働のまちづくりを推進するため、市民や市内の団体が利用できるスペースの設置を検討します。市民ホールや多目的に利用するスペースは、市民が安らげる空間として日常的に休憩や懇談ができ、展示やイベント、各種情報発信などに利用できるよう検討します。



本市の市民ホール及び窓口の状況

郷土資料コーナー



伊勢市庁舎(HPより)

展示コーナー



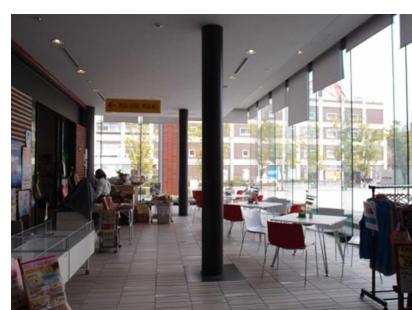
甲府市庁舎(HPより)

市民ギャラリー



鈴鹿市庁舎

防災情報コーナー



鈴鹿市庁舎

【② 桂城公園と一体的な庁舎敷地の整備】

新庁舎周辺敷地や桂城公園への通路については、市民や市外から訪れる観光客がいつでも利用できる環境とします。また、庁舎敷地は、市民が参加するイベント会場として利用できるよう整備を検討します。

目標2：「ユニバーサルデザインに配慮した庁舎」

【① レイアウト変更が可能な執務室等の配置】

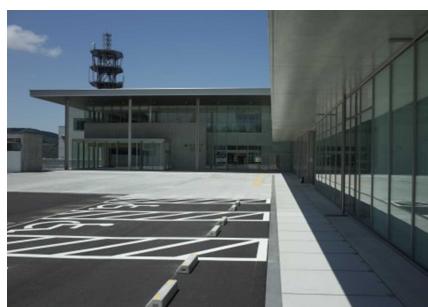
将来的な機構改革向け、執務室はオープンな空間とし、フレキシブルなつくりとします。また、会議室等は必要に応じて、間仕切り壁を設けるなど小規模な会議にも使用できるよう対応します。

【② 利用者へ配慮した駐車スペース等の確保】

入口に近接して、高齢者、車いすを利用している方、妊婦、乳幼児連れの方等が利用できる専用駐車場を設置します。また、この専用駐車場から新庁舎正面入口までの歩道には、悪天候の日であっても雨や雪にさらされることなく移動が可能となるようアーケードなどの設置を検討します。

タクシー等での来庁者に配慮して、乗降場の設置を検討します。

車いす駐車場



小諸市庁舎

【③ エレベーター設置、階段整備】

エレベーターや階段は、視認性や動線を考慮した、わかりやすい配置とします。また、エレベーター内で車いすが回転できる十分な広さを確保します。

階段は、歩きやすい高さと幅を確保し、滑りにくい床材を使用します。階段に設置する手摺りは、すべての方が利用しやすい二段手摺りの採用を検討します。

二段手すり



鈴鹿市庁舎

【④ 段差のないフロアや点字ブロック等の配置】

車いすやベビーカーを利用する来庁者が安全に庁内を移動できるよう、フロアは段差を排除したつくりとします。また、視覚に障害のある方が、不自由なく移動できるよう点字ブロック等を配置します。

【⑤ 十分な廊下幅の確保】

廊下は、歩行者や車いす等が対面ですれ違うことが出来るよう、十分な幅を確保します。

【⑥ わかり易いサインと誘導設備】

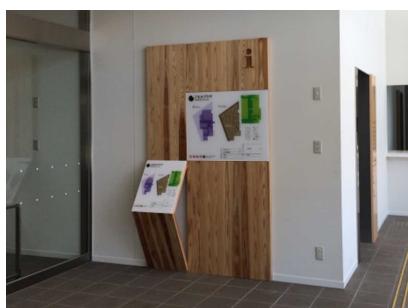
高齢者や障害のある方、日本語に不慣れな来庁者等、誰にでも分かりやすい案内表示サインとします。^{※1} ピクトグラムを用いるほか、各課の配置が一目で認識できるよう窓口番号の付設やカラー表示を利用します。重要な案内サインについては多言語表記とします。

視覚または聴覚障害のある方の利用に配慮した^{※2} 触知案内図、音声案内、文字情報端末等の設置について検討します。

^{※1} ピクトグラム：対象物や情報から視覚イメージを抽出し、図記号で表したもの。

^{※2} 触知案内図：文字(点字)／図形(凸凹を付けて表現)などを使い、視覚障害の有無に関わらず誰にでもやさしくわかりやすい案内板です。

触知図



小諸市庁舎

点字ブロック



鈴鹿市庁舎

【⑦ 子育て世代への配慮】

子ども連れ利用者に配慮し、子育て支援スペース(授乳室やキッズスペース等)を配置します。新庁舎入口にはベビーカーを配置します。

授乳室



観音寺市庁舎

キッズスペース



真庭市庁舎

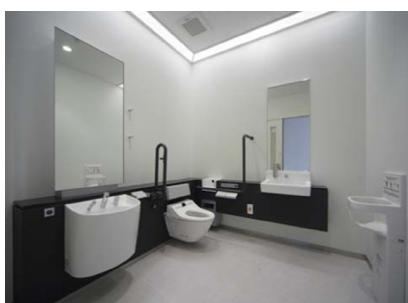
【⑧ 誰もが安心して使用できるトイレ】

車いすを使用される方や乳幼児連れ、※オストメイト対応などさまざまな来庁者が使用可能な多目的トイレの設置を検討します。また、ベビーベッド、ベビーチェア、手すりや手洗い台等は、位置と箇所数に配慮して設置します。

多目的トイレに利用者が集中して利用できない人が出ないように、一般トイレにベビーチェアや車いす利用者が使える便房を設けることを検討するなど、多目的トイレの機能分散に配慮します。

* オストメイト対応：人工肛門、人工膀胱の保有者にとって利用しやすい環境づくりのことです。

多目的トイレ



観音寺市庁舎

ベビーベット



真庭市庁舎

④ 環境に配慮した庁舎

(1) 現状の問題点

現庁舎は、建物や設備が古く、環境に配慮した施設となっていない現状にあります。具体的には、給排水設備や冷暖房設備などの老朽化が著しく、建物や設備の補修に毎年多くの費用が必要となっております。特に冷暖房設備については、エネルギー効率も低いため維持管理費の増大が懸念されています。再生可能エネルギーの利活用については、現在、敷地内及び庁舎内が狭隘となっているため、設備の導入が難しい状況となっています。

(2) 問題を解決するための具体的目標

上記問題点を踏まえ、環境保全対策の模範となる庁舎として整備するため以下の目標を掲げます。

環境に配慮した庁舎

- ✓ 環境負荷の低減に配慮しつつ、再生可能エネルギーや自然エネルギーの積極的な活用によりCO₂排出量が低減できる、環境にやさしい庁舎とします。
- ✓ 施設の長寿命化や維持管理費が削減できる施設づくりを行います。
- ✓ 緑化推進と省エネ化、積雪対策を考慮した庁舎とします。

具体的目標

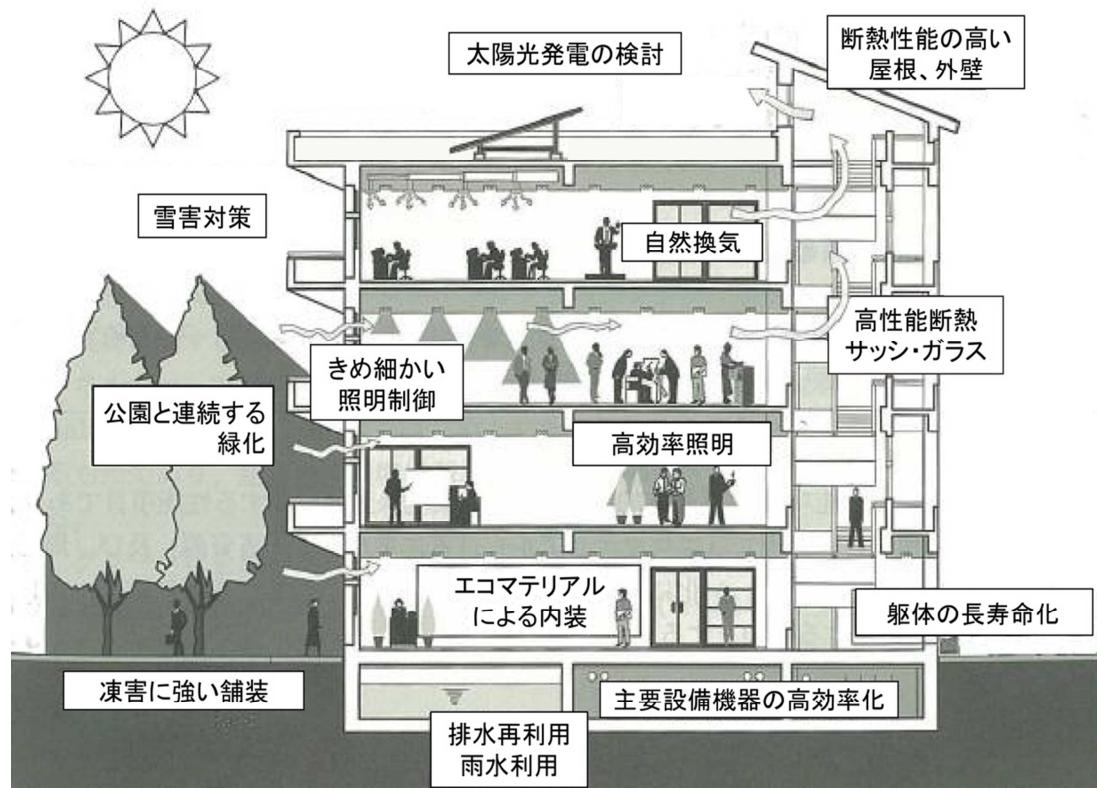
目標 1 再生可能エネルギーの活用と省エネ化

庁舎としての環境配慮事業の導入
環境配慮設備への対応

目標 2 緑化の推進、施設の長寿命化

桂城公園を生かした緑化計画
長寿命化を目的とした建材、設備、基準の採用
建物及び敷地に対する、計画的な雪対策

目標1：「再生可能エネルギーの活用と省エネ化」



環境配慮型庁舎のイメージ(出典:国土交通省ホームページの図を加工)

【① 再生可能エネルギーの活用】

自然採光・通風を十分確保するとともに、太陽光発電、地中熱、雨水・中水の利用など再生可能エネルギーを活用し、日射の遮へい、断熱性・気密性の向上など建物としての基本的性能を高める検討を行います。

また、環境への負荷を軽減するため木質ペレットなどのバイオマスボイラーの導入を検討します。

太陽光パネル



鈴鹿市庁舎

自然採光・通風窓



城里町庁舎

【② 機器・設備運転管理システムの導入】

新庁舎のエネルギー消費量の削減を図るために、運用管理計画(施設の管理方式)について、※BEMS等による機器・設備運転管理システムの導入を検討します。

* BEMS(Building and Energy Management System)：建物の使用エネルギーや室内環境を計測し、それらの情報をおもに省エネルギーに役立てるためのビル管理システムです。

【③ 高効率照明等の導入】

効率の良い設備機器や、照明・空調センサー等の制御装置を導入します。

【④ コージェネレーション導入による省エネ化】

省エネ化と災害時におけるリスク低減の観点から自家発電及び熱交換を行うためのガススタービンとバイオマスボイラーによる^{※1}コージェネレーションの導入について、インシャルコストやランニングコストを勘案しながら設置を検討します。

* コージェネレーション：熱源より電力と熱を取り出し、総合エネルギー効率を高めるエネルギー供給システムです。ガスや蒸気タービンとバイオマスボイラー等と組み合わせて利用します。

目標2：「緑化の推進、施設の長寿命化」

【① 敷地内緑化の推進】

桂城公園に隣接する立地条件を最大限に生かし、水や緑とのつながりに配慮した緑化計画を行います。また、本市の気候や風土に合わせた寒冷地に適する樹種、植栽を選定します。



桂城公園

【② 施設の長寿命化】

建物の長寿命化を図るため、積雪地域であることに留意した耐久性の高い材料や設備機器、施工基準等を採用します。併せて氷柱、雪庇の落下を防ぎ利用者の安全性を確保するとともに、有効な雪対策により除排雪に要する人的負担や経費を縮減します。

【③ メンテナンススペースの確保】

定期的な設備機器類の維持管理や更新などが行いやすいよう、メンテナンススペースを確保します。

⑤ まちづくりと連動した庁舎

(1) 具体的目標

1) コンパクトシティの核となる庁舎

大館市都市計画マスターplanでは、大館駅前から大町、桂城公園を中心とする地域を「にぎわい交流拠点」として位置づけています。

また、平成25年度に本市の中心街区再生を目指すための方向性や課題、具体的な施策について庁内で検討した大館市中心街区再生推進会議でも、長木川北地区において目指すべき方向性を「駅前広場を起点とした賑わいの創出と観光交流の促進」、現在の本庁舎のある長木川南地区で目指すべき方向性を、「高齢者にやさしいまち(歩いて暮らせる住環境整備)」「中心市街地のにぎわいとふれあいの創出」としています。

新庁舎は、将来的な人口減少や超高齢化社会の到来を見据え、病院、市営住宅、商店街、複数の公共施設や公共交通機関の利便性を考慮しながら、「コンパクトシティ」の核となる施設を目指します。

2) 桂城公園との一体的な整備

城址である桂城公園は、市の中心部に位置する市民の憩いの場であり、本市の「歴史・文化・伝統」を発信する拠点として位置づけられていることから、新庁舎の建設にあたっては、桂城公園との調和、景観や機能の一体化を図り、公園と庁舎を訪れる多くの市民に親しまれ、観光客が気軽に立ち寄れる施設を目指します。

具体的には、公園整備と庁舎建設にあたり、以下の点に配慮した整備を図ります。

- ・多目的広場や駐車場の相互利用
- ・歩道などの歩行者空間の相互利用と利便性向上
- ・車両通路の安全性確保と利便性向上
- ・建物の形状、日影の影響、建物の外壁の材質や色彩など良好な景観形成
- ・植栽やお堀など潤いある水辺空間の創出
- ・雪押し場など除排雪の影響を勘案した施設の配置

⑥ 市民が誇りを持てる庁舎

(1) 現状の問題点

現庁舎に設置している市民ホールは、市民サービス窓口と併用している状態で、地場産品等を紹介するスペースが十分確保されていない状況にあります。新庁舎では、地場産品、地場産材のPRコーナーを設置するなど、情報発信機能を充実させることにより利用促進を図る必要があると考えます。

(2) 問題を解決するための具体的目標

上記問題点を踏まえ、商工業及び農業分野における地場産品、地場産材をPRできる庁舎として整備するため以下の目標を掲げます。

市民が誇りを持てる庁舎

- ✓ 市の象徴として、周囲の景観形成にも配慮した、歴史や産業などの特色を醸し出す施設とします。
- ✓ コスト縮減を図りながら地場産材を用いるなど、地域産業の活性化を図ります。
- ✓ 地場産品などの情報発信を充実させ、利用促進を図ります。

具体的目標

目標1 地場産材の使用及び展示スペースの設置

地場産材の使用の促進
地元産業をPRする展示スペースの設置

目標2 市の象徴としての景観形成をする庁舎

大館らしい内外観の形成

目標1:「地場産材の使用及び展示スペースの設置」

【① 地場産材の使用】

華美な要素を極力排除しながら秋田杉や十和田石、木材・プラスチック再生複合材など、できる限り地場産材やリサイクル製品を利用した新庁舎建設を推進します。

【② 展示スペースの設置】

商工業及び農業分野における地場産品を紹介するスペースの設置を検討します。

目標2:「市の象徴としての景観形成をする庁舎」

【① 大館らしい庁舎の表現】

大館を象徴する、歴史・産業・物産・観光地等をイメージする、大館らしい庁舎の内外観の形成を検討します。

また、市内外からこの地を訪れる人々に城址の歴史を伝えられるよう、建設予定地において今後予定している大館城跡の発掘調査の資料等を展示するスペースの確保を検討します。

⑦ 分庁舎を利活用し、将来の機能集約や機構改革等にも対応できる庁舎

比内庁舎、田代庁舎、三ノ丸庁舎及び総合福祉センターは、次のとおり利活用することを検討します。

(1) 比内庁舎及び田代庁舎

建設部及び教育委員会が平成52年(2040年)までの間に比内庁舎及び田代庁舎から新庁舎に移動した後の比内庁舎及び田代庁舎の利活用については、将来、本市を取り巻く環境や諸条件、地域環境、行政需要等が大きく変化することが予想される中で、10～20数年後の利活用方法を正確に見込むことは困難です。

両庁舎については、市有財産の有効活用と両地域の活性化を図る観点から、現時点においては、次のような利活用方法が考えられます。

- ・高齢化の進展が見込まれる中で、比内地域及び田代地域の福祉、介護サービスの拠点施設として、福祉、介護事業を行う事業者や各種団体等に部屋単位で貸与する。
- ・両庁舎とも耐震性が確保されている(田代庁舎は耐震改修工事を実施する予定)ことから、今後、両地域の公共施設が老朽化し利用困難となった場合の代替施設として利用する。
- ・両地域における「防災上重要な施設」及び防災備蓄倉庫として利用する。
- ・将来の可能性として、地域資源を活かしたグリーンツーリズムの拠点施設として利用する。

比内・田代庁舎については、住民サービス向上に資するための公共施設としての利活用策を柱とし、今後、さまざまな状況変化と地域需要を勘案しながら、戸籍、住民基本台帳、諸税収納等、住民生活に密接に関わる支所機能を維持しつつ、両庁舎の適切な利活用方法を検討していきます。



比内庁舎



田代庁舎

(2)三ノ丸庁舎

現在入居している産業部(観光課除く)が新庁舎開庁時に退出した後の利活用については、次のような方法が考えられます。

- ・新庁舎に入居する部署の書庫、倉庫として利用する。
- ・ローズガーデン及び秋田犬会館の駐車場として利用することも検討する。



三ノ丸庁舎



総合福祉センター

(3)総合福祉センター

現在入居している福祉部(健康課除く)が新庁舎開庁時に退出した後の利活用については、次のような方法が考えられます。

- ・現在の保健センターは昭和56年建築で耐震強度は不明であり、福祉部が退出した後は健康課を総合福祉センターへ移す。(総合福祉センターはエレベーターが設置されていることから、健診等で来庁した市民の利便性向上が図られる。)
- ・現在入居している「地域包括支援センター」、「デイサービスセンター」(社会福祉協議会)は市中心部における福祉サービスの拠点施設となっており、総合福祉センターへの配置を継続する。
- ・会議室スペース、社会福祉関係団体の会議や研修会場として利用する。

分庁舎の利活用については、現時点での基本方針は上記のとおりですが、将来の諸条件等の変化に対応し、地域の活性化や財政負担を勘案しながら市民、議会の意見を伺い、方針を決定していきます。

⑧ その他の機能について

I 高度情報化への対応と防犯機能を備えた庁舎

(1) 現状の問題点

急速なICT化の進展により、市民ニーズにも大きな変化をもたらしています。こうした要望について、効果的かつ迅速に質の高いサービスを提供するためには、高度情報通信社会に対応できるよう施設や設備、環境等の整備が必要となります。

防犯対策については、現在、庁舎内に防犯カメラや緊急通報装置が未設置となっていることから早急に整備することが求められております。

(2) 問題を解決するための具体的目標

上記問題点を踏まえ、安全に配慮し、セキュリティを備えた庁舎として整備するため以下の目標を掲げます。

高度情報化への対応と防犯機能を備えた庁舎

- ✓ 電子自治体など21世紀型社会に対応でき、ICT化に沿った配線などが自由にできる庁舎とします。
- ✓ 市民の個人情報や各種情報の漏えいを防ぎ、電子データを守る機能を備えた庁舎とします。
- ✓ 来庁者と職員の安全管理に配慮したセキュリティ対策を整備します。

具体的目標

目標 1 情報管理機能の強化

主要電算機器の管理
庁内における入退室の管理

目標 2 個人情報等の漏えい防止

情報の区画管理
庁内ネットワークの管理

目標 3 来庁者及び職員の安全対策

防犯対策としての視線の確保
庁内における緊急事態への通知機能の整備

目標1:「情報管理機能の強化」

【① 電算室の設置】

電算室は、現在と同様、比内庁舎を活用しながら、新庁舎への将来的な統合を見据え、必要なスペースを確保します。

【② サーバー機器、ネットワーク機器の管理】

庁舎内に配置するサーバー機器やネットワーク機器等については、その適正管理に必要なセキュリティ対策を実施し、管理する室は独立した空調管理及び耐震構造とします。

【③ 入退室管理】

庁舎の入退館、夜間・休日の利用、会議室の管理などに対応するため、ICカード認証システム等の導入を検討し、用途に合わせたセキュリティレベルを設定します。

目標2:「個人情報等の漏えい防止」

【① 入退室の制限等】

個人情報の漏えいを防ぐため、業務で個人情報等を扱う部署については簡単に執務室に入り出しきれないよう検討します。外部から机上などが容易に見えなくなるなど情報管理の徹底化を図ります。

【② 庁内ネットワーク】

ネットワークの形態については、将来のIT環境の変化やセキュリティを考慮し、OAフロアや無線LAN等を含め、適格な構成を検討します。

* OAフロア：情報機器のネットワーク配線を簡易化するために2層化した床。机や椅子、収納棚影響されず配線が可能であり、後からの変更にも柔軟に対応が可能となる。

目標3:「来庁者及び職員の安全対策」

【① 防犯対策、安全対策】

プライバシーに配慮しつつも、庁内外の見通しをできるだけ確保し、来庁者及び職員の安全を確保します。エレベーター内やトイレにおいて、具合が悪くなった場合などを想定し、インターポンや緊急呼び出しボタンを設置し、来庁者や職員の安全を確保します。

【② 安心確保対策】

庁舎内や駐車場その他敷地内において、できるだけ死角をつくらないよう配慮した平面計画等を検討し、必要な場合は防犯カメラや緊急通報装置等の設置などで防犯体制の強化を図ります。

II 行政機能

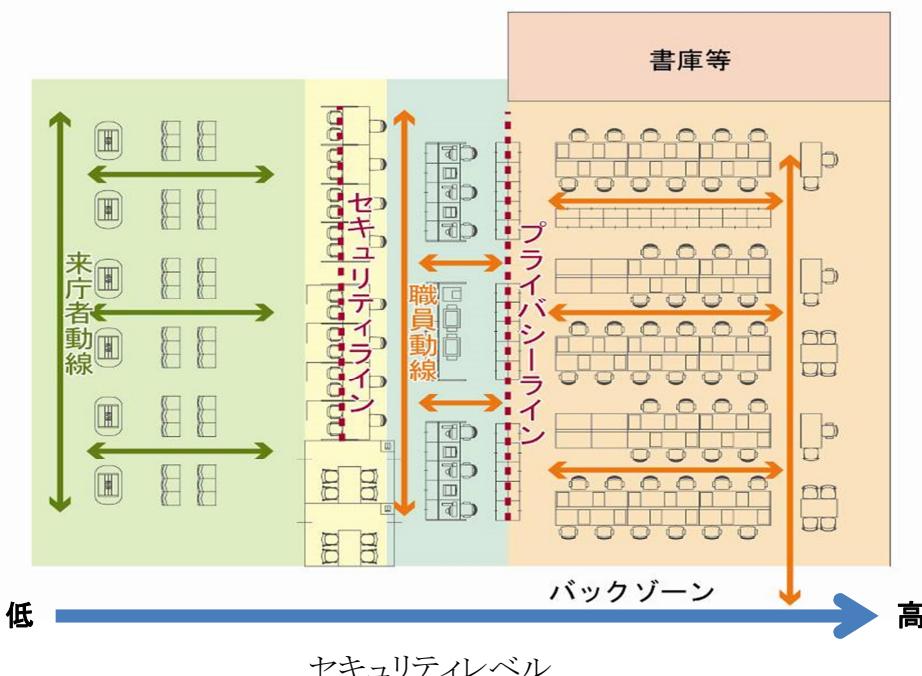
職員が効率よく快適に業務が行え、円滑なコミュニケーションのもとで確に市民サービスを提供できる事務機能を目指し、執務機能、会議室機能、書庫・倉庫機能を整備します。

1) 執務空間

- ・執務スペースは、各課の業務特性(相談スペース・作業室)や、業務上のつながりに配慮した配置や、業務に必要なフロアースペースの確保、円滑なコミュニケーションが図れるレイアウトを検討します。
- ・執務空間は、組織変更や人員増減の際にレイアウトを変えることなく、柔軟に対応することができる^{*}ユニバーサルレイアウト方式を基本とします。
- ・通路等の共有スペースと事務スペースを明確にすることでセキュリティを高め、業務や行政サービスに応じて、カウンターの形状を工夫します。
- ・職員の休憩スペース、更衣室を適切に配置し、窓口対応が多い課については、執務室以外で昼食を摂ることができるよう配慮します。
- ・庁舎内は全面禁煙としますが、来庁者への配慮を検討します。

^{*}1 ユニバーサルレイアウト方式：基本的にレイアウト変更せずに、「人」「書類」の移動のみで対応可能なオフィス運用方式。

ユニバーサルレイアウト方式のイメージ図



2)会議室・打合せ空間

- ・執務空間には、日常的に打合せができるスペースを確保します。
- ・会議室は、利用人数やフロア構成に合わせて部屋数や必要な面積を適正配置するとともに、会議形態、利用人数に合わせて柔軟に利用できるように大会議室には椅子やテーブル等の備品を収納するスペースを確保し、可動間仕切り等の導入を検討します。
- ・効果的な会議の運営のため、各会議室のインターネット環境、スクリーン、電子ホワイトボード、資料閲覧用タブレット等、会議室のICT化を推進します。

3)書庫・倉庫

- ・文書の電子化の推進、電子決裁の徹底により、文書保管量のスリム化を推進し、書庫スペースの効率化を図ります。
- ・書庫スペースとして分庁舎や既存施設の有効活用を検討するとともに、新庁舎には必要最小限の面積を確保します。
- ・保管庫は、容易に管理が行えるよう各階または各部署単位で配置することを検討します。

III 議会機能

市議会における活発な議論と円滑な議会運営が図られるよう、議場・傍聴席、委員会室・議員控室などを整備します。

また、庁舎スペースを有効活用するため、閉会中などは、最大限、行政事務及び会議スペースとしても利用できるよう検討します。

1)議場・傍聴席

- ・議場は、床面のフラット化や議長・議員・執行部席への可動式の採用など、柔軟な配置を検討します。
- ・傍聴席は、車いす用スペースを含めて必要な席数を確保し、ユニバーサルデザインに配慮したアプローチ計画とします。
- ・議会中継を行うための放送用設備を設置します。
- ・市民利用を含め、閉会中における行政事務、会議スペース等として、多目的に利用できるよう検討します。

通常レイアウト



千代田区庁舎1

対面式レイアウト



千代田区庁舎2

ホールレイアウト



千代田区庁舎3

2) その他諸室

- ・市民に開かれた議会とするため、ユニバーサルデザインに配慮します。
- ・委員会室等は会議の形態、出席人数の変化にも柔軟に対応でき、多目的利用が可能な構造とします。
- ・来客に対応できるよう、正副議長室及び応接室を配置します。
- ・議員控室は、会派数や議員数の変化に柔軟に対応できる構造とします。
- ・議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置します。
- ・議会の機能性や効率性及びセキュリティを考慮し、議員と当局出席者、傍聴者との動線に配慮します。

委員会室



観音寺市庁舎

正副議長室



鈴鹿市庁舎

第3章 与条件整理

1. 自然条件の整理

(1) 地形について

本市は秋田県内陸北部に位置しており、平成17年6月の比内町及び田代町との合併により総面積は913.22km²となり、市域の東側は鹿角市及び小坂町、西側が北秋田市及び藤里町、北側が青森県と接しています。

地勢的には、奥羽山脈、出羽山地、白神山地に囲まれた大館盆地にあり、市の南部を秋田県第2位の流域面積を有する米代川が東西に横断しています。米代川には、長木川、犀川、引次川、岩瀬川、早口川等の多くの支川が流れ込んでおり、それらの上流部は、ブナ原生林をはじめ秋田スギ等の豊かな森林資源に恵まれています。

また、盆地の地表下には、*黒鉱鉱床が高い密度で分布し、古くから花岡や釧迦内、松峰、餌釣等で鉱山開発が行われていました。

* 黒鉱鉱床：第三紀中新世（約1500万年前）の海底火山活動で生じた層状の多金属硫化物鉱床。



米代川（大館市漁業協同組合 HP）



鳳凰山（大館市観光協会 HP）



田代岳県立自然公園（大館市 HP）

(2) 地質について

本市の地質は、そのすべてが新生代の第三紀以後の地層によって構成されており、その中で北部や東部には比較的古い地層が、南部には比較的新しい地層が分布しているといえます。そしてそれは、第三紀の地層と第四紀の洪積層および沖積層に大別されます。本市の地層はすべて若い地層から成っており、表層部は火山灰や粘土などで覆われています。

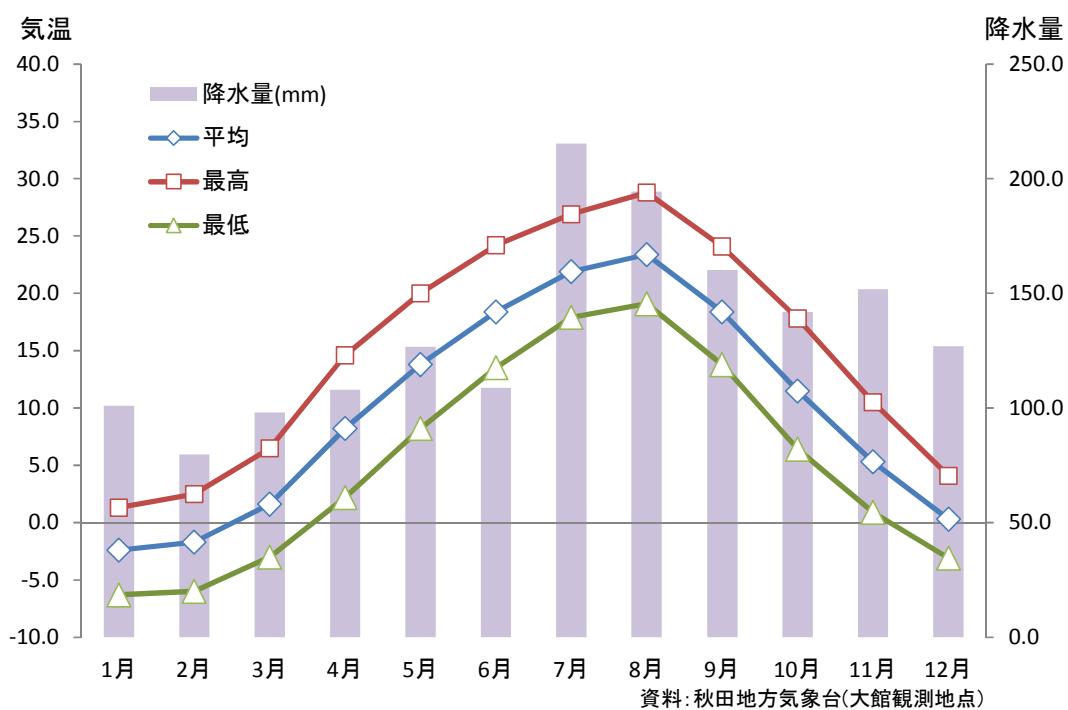
(3)気候

本市の気象は、平年値でみると、平均気温は9.9℃、8月の平均最高気温は28.8℃、1月の平均最低気温が-6.3℃であり、年間降水量は1,616.1mm となっています。

本市は、年間の気温変化が大きい典型的な「内陸性盆地型」気候であり、特に12月から2月の平均気温は、寒冷地である県内でも特に低いと言えます。また、年最深積雪(平年値)は60cmを超え、降雪の多い年には100cmを超えるときもあります。

	気温(℃)			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
	平均	最高	最低			
1月	-2.4	1.3	-6.3	101.0	1.3	59.1
2月	-1.7	2.5	-6.0	79.8	1.4	85.8
3月	1.6	6.5	-3.0	98.0	1.6	124.2
4月	8.2	14.6	2.2	108.0	1.7	153.9
5月	13.8	20.0	8.2	126.7	1.5	174.0
6月	18.4	24.2	13.5	108.9	1.1	164.9
7月	21.9	26.9	17.9	215.4	0.9	144.0
8月	23.4	28.8	19.1	194.4	0.9	167.1
9月	18.4	24.1	13.8	160.1	0.8	133.7
10月	11.5	17.8	6.4	141.9	0.8	124.6
11月	5.3	10.5	0.9	151.8	1.1	81.1
12月	0.3	4.1	-3.1	126.9	1.2	56.1
全年	9.9	15.1	5.3	1,616.1	1.2	1,466.2

資料:秋田地方気象台(大館観測地点)



2. 計画地の周辺状況

(1) 都市計画マスター プランにおける位置づけ

計画地に隣接する国道7号は、本市の各拠点を結ぶ「地域交流連携軸」に、また、建設計画地の位置する大館東地域は、まちづくりの核となる「にぎわい交流拠点」として位置づけられています。



大館市都市計画マスター プランより

(2) 計画地周辺地域の特徴

計画地は、大館城本丸跡の桂城公園に隣接し、現庁舎敷地は二ノ丸跡に位置しています。城下町であり、城を中心に町割りが行われたため、現在も市の中心地となっており、周囲には中央公民館、市民文化会館、中央図書館などの公共施設のほか、裁判所、郵便局その他の行政機関も数多く配置されています。

また、付近には商店街、ホテル等の宿泊施設などのほか、国指定重要文化財・大館八幡神社をはじめ、歴史のある多くの寺社や、昭和初期に建築された国登録文化財である櫻楓館があります。



国指定重要文化財 大館八幡神社



国登録有形文化財 桜楓館

大館市郷土博物館 HPより

(3) 計画地周辺の交通について

計画地は、交通量の多い主要道路である国道7号と市道中城金坂線に面しています。敷地南西の交差点は、市内でも有数の渋滞発生箇所であり、本計画により交通の流れを悪化させないよう配慮が必要です。

また、敷地東側は、道路幅員が狭い市道城南古川線に面しており、市道城南古川線は住宅地の生活道路として利用されていることから、歩行者の安全確保に最大限の配慮をする必要があります。

敷地周辺は、公共施設や公園、種々の観光拠点が点在しており、それらの施設との連携に配慮した、わかりやすい歩行者アクセス動線を計画する必要があります。

また、JR大館駅、東大館駅から距離があるなど、路線バス利用者に対する配慮も必要です。

3. 計画地の概要

(1) 計画地の基本要件

計画地の基本要件と関係法令を以下にまとめます。

■敷地概要

項目	現庁舎敷地	公園側敷地(関係敷地部分)
地名地番	大館市字中城14-2,14-3,15-2,17-1, 17-2,17-3,18-1,18-2,20,23,24,25	大館市字中城4-2の内,5-3の内
住所表記	大館市字中城20番地	大館市字中城5番地3
敷地面積	H28年度発注地積測量にて確定予定 (約 11,800m ²)	

■都市計画・地域地区等

項目	現庁舎敷地	公園側敷地(関係敷地部分)
区域区分	都市計画区域(区分非設定)	都市計画区域(区分非設定)
用途地域	商業地域	第1種住居地域
容積率	400%	200%
建ぺい率	80%	60%
防火地域	準防火地域	法22条地域
日影規制	—	平均地盤面からの高さ:4m、 日影時間:5h-3h
道路斜線	1.5 × L, 20m	1.25 × L, 20m
隣地斜線	31+(2.5 × L)	20+(1.25 × L)
北側斜線	—	—
浸水予測	浸水想定区域外	浸水想定区域外
その他地域地区	—	—

■道路

道路	現庁舎敷地	公園側敷地(関係敷地部分)
西側	名称:国道7号 種別:建基法第42条第1項第1号 幅員:15.1m	名称:国道7号 種別:建基法第42条第1項第1号 幅員:15.1m
南側	名称:市道中城金坂線 種別:建基法第42条第1項第1号 幅員:15.2m-15.8m	接道無し

■都市計画・地域地区等

項目	内容
建築基準法	確認申請が必要
秋田県建築基準条例	
消防法	建築確認申請時に同意が必要
大館市火災予防条例	
バリアフリー法	
秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例	
開発許可	
エネルギーの使用の合理化に関する法律	延床面積300m ² 以上の建築物の建築において届出が必要
駐車場法	路外駐車場を設置する場合届出が必要
大館市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	
大館市水道給水条例	
大館市下水道条例	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル衛生管理法)	特定用途(事務所)に供される部分の延床面積が3,000m ² 以上の場合、届出が必要
秋田県の景観を守る条例	高さ13m又は延床面積1,000m ² を超える建築物の新築は届出が必要

第4章 新庁舎の建築計画

1. 新庁舎の規模

(1) 算定の前提条件

新庁舎の規模について、次のように条件を設定します。

1) 職員数の推計

新庁舎の規模を算出するにあたり、平成33年度(新庁舎が開庁する予定の年度)と平成52年度(開庁から20年後)の本市の人口を推計し、定員適正化計画や人口千人当たりの職員数などを勘案しながら平成33年度と平成52年度の職員数(見込み)を算出しました。

本市における将来人口の推移は、平成32年には71,054人、平成52年には56,043人と推計します。

平成27年4月現在の正職員数は659人で、このうち、現在の本庁舎に入居する部署の正職員数は206人です。

平成33年度の正職員数は657人、平成52年度には464人と見込んでおり、市民サービス窓口の集約を最優先としながら、今後も分庁舎を有効活用し本庁機能の段階的な集約を図る中で、新庁舎に配置予定の正職員数は、平成33年度に321人、平成52年度に342人と推計します。

人口の推移及び今後の推計

和暦	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
西暦	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
①大館市人口ビジョンにおける本市が目指すべき将来人口	78,946	75,166	71,054	66,938	63,008	59,394	56,043
②社会保障人口問題研究所による推計	78,946	74,496	69,816	64,962	60,155	55,586	51,181
③日本創成会議による推計	78,946	74,496	69,398	64,054	58,735	53,624	48,620

庁舎別職員数

庁舎	現面積 (m ²)	平成27年			新面積 (m ²)	平成33年			平成52年		
		正職員 (人)	備考	1人当たり面積 (m ²)		正職員 (人)	備考	1人当たり面積 (m ²)	正職員 (人)	備考	1人当たり面積 (m ²)
本庁舎	4,600.39	206	市民部、総務部、会計、選管、議会	22.33	7,000.00	321	市民部、総務部、会計、選管、議会、福祉部、産業部、農委	21.81	342	市民部、総務部、福祉部、産業部、建設部、教委、会計、選管、監査、農委、議会	20.47
総合福祉センター	2,118.56	61	福祉部(健康課除く)	23.80	2,118.56	28	健康課		20	健康課	
三ノ丸庁舎	624.12	40	産業部、農委	13.87	624.12	0			0		
北内庁舎	5,257.18	105	比内総合支所建設部、監査	44.55	5,257.18	105	比内総合支所、建設部、監査		8	比内総合支所	
田代庁舎	2,034.30	37	田代総合支所教育委員会	50.86	2,034.30	42	田代総合支所、教育委員会		8	田代総合支所	
その他		47	健康課、観光課、生涯学習課			0			0		
施設等職員		163	下記※1			161	下記※2		86	下記※3	
計		659				657			464		
人口(人)		76,135				71,054			56,043		
人口千人当たり職員数(人)		8.7				9.2			8.3		

※1 施設等職員

市民部	市民サービスセンター・各出張所・環境課施設業務係
福祉部	保育園
建設部	まちづくり推進室
教育委員会	中央公民館・各公民館・郷土博物館・学校
病院	事務局

※2 施設等職員

市民部	市民サービスセンター・各出張所・環境課施設業務係
福祉部	保育園
建設部	まちづくり課
教育委員会	中央公民館・各公民館・郷土博物館・学校
病院	事務局

※3 施設等職員

市民部	市民サービスセンター・各出張所
福祉部	保育園
教育委員会	中央公民館・各公民館・郷土博物館・学校
病院	事務局

2)議員数

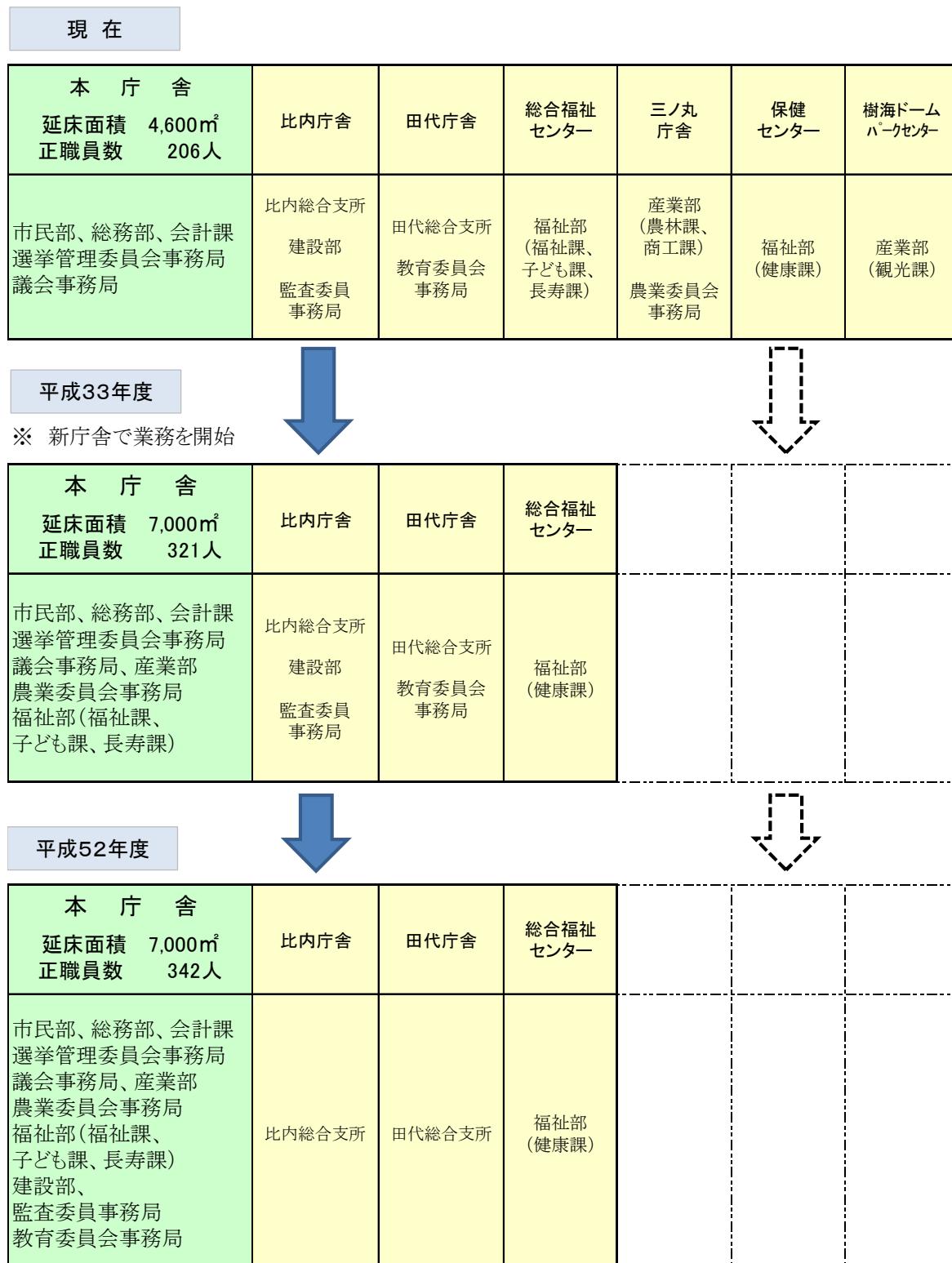
大館市議会の議員数は、「大館市議会の議員の定数を定める条例」で規定している28人とします。

3)新庁舎に配置する部署

行政組織体制については、将来予測が困難であるため、現時点での組織構成をもとに平成33年新庁舎開庁時及び平成52年に新庁舎に配置する部署を次のように想

定します。また、将来的にも、市全体の均衡ある発展を見据え、業務の効率性と行政サービスの充実に向けて、最適な行政組織体制を目指します。

○ 各課の配置予定



(2)新庁舎の規模の算定について

規模算定の方法として、以下の方法があります。

● 総務省地方債基準(平成22年度)による床面積算定

- ・庁舎内の想定職員数をもとに、総務省起債許可に係る標準面積に基づき、各室の必要面積を求める方法です。また議事堂については、議員定数を基に面積を算出します。
- ・計算された諸室の面積を積み上げ、庁舎規模を算出します。
- ・起債基準に基づく起債許可標準面積に、算定基準にふくまれていない防災機能、市民利用機能、福利厚生機能を考慮する場合、 $9,062\text{ m}^2$ (平成33年)、 $9,954\text{ m}^2$ (平成52年)となります。

● 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定

- ・庁舎内の想定職員数をもとに、執務面積、付属面積(会議室、倉庫等)を算出します。
- ・業務上必要であるが、付属面積として含まれていない諸室については、固有業務室として個別に積み上げます。
- ・執務面積、付属面積、固有業務室面積により、設備関係及び交通部分の面積を算出します。
- ・国土交通省基準による新営一般庁舎面積に議事堂面積及び固有業務室面積を加えると、 $8,938\text{ m}^2$ (平成33年)、 $9,517\text{ m}^2$ (平成52年)となります。

総務省から示されている「面積算定基準(平成22年度)」、国土交通省から示されている「新営一般庁舎面積算定基準」及び職員数を基に必要面積を算定すると、庁舎延床面積は約 $8,900\text{ m}^2$ ～約 $9,500\text{ m}^2$ となりますが、分庁舎の利活用を図りながら事業費を抑制するため、延床面積は、概ね $7,000\text{ m}^2$ と想定します。

市民サービスの向上および業務の効率化のためには本庁機能を集約することが重要ですが、将来にわたり比内庁舎、田代庁舎を最大限利活用することを考慮し、新庁舎の延床面積を可能な限り縮小します。

(3)駐車場・駐輪場の規模算定

新庁舎敷地内の駐車場は、一般来客用として100台、公用車用として50台の合計150台分を確保する計画とします。

一般来客用駐車場の台数100台については、現在の本庁舎の駐車台数70台に、新庁舎に集約する予定の福祉部、産業部の一般来客用駐車台数及び平常時の公園利用者分台数を加味して算出しています。

一般来客用駐車場は、桂城公園来園者のほか、閉庁となる祝祭日・休日には市民に自由に利用していただくほか、イベント開催時の駐車場などに使用できるよう検討します。

公用車駐車場は、平成33年度に新庁舎に配置予定の部署の、現時点での公用車保有見込み台数とします。

なお、平成52年度までに建設部及び教育委員会等を新庁舎に集約する場合は、部署の集約と同時期までに、約26台分(平成27年時点)の公用車駐車場を新庁舎の近接地などに確保する必要があります。

職員用駐車場については、原則として、職員が組織する任意団体等において庁舎敷地外に確保するものとし、本計画には算定しないものとします。

駐輪場について、一般と職員用を分けることとし、現在と同程度の規模を確保します。

2. 建設場所・敷地利用計画

(1)建設場所の変更経緯

本市は平成27年2月に策定した「本庁舎建設基本構想」において、新庁舎の建設候補地を「現本庁舎敷地及びその周辺敷地」とし、建設場所の詳細については「現在の市民体育館周辺」を第一候補地として基本計画策定の中で検討することとしていました。

しかしながら、その後、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」に基づく歴史的風致維持向上計画の策定に取り組む方針とした中で、「現在の市民体育館周辺」は、同計画における施策を重点的かつ一体的に推進するための「重点区域」の中核部分に位置し、桂城公園の整備拡張時に支障となることから新庁舎の建設場所の候補地から除外することにしました。

新庁舎の建設場所としては、「現本庁舎敷地及びその周辺敷地」の中で、桂城公園への工事影響が少なく、建設工事、発掘調査等を実施する際の仮庁舎使用に伴う改修や移転等の費用を最小限に抑えることができる、裁判所裏側の「現庁舎東側駐車場周辺」を新庁舎建設想定エリアとします。

○ 配置計画例



なお、ここに示した建設想定エリアは、今後の設計プロポーザルにおいて様々な工夫や技術提案を求める際の基礎資料となるものです。

したがって、新庁舎建物本体の具体的な壁面アウトライン等については、その後の基本設計の段階で、さらに詳細な検討を加えた上で決定していくことになります。

(2) 敷地内利用計画

これまで整理してきた前提条件などに基づき、配置イメージを設定します。

配置イメージとして、以下の構想を含むものとします。

- ・新庁舎の北側敷地は桂城公園整備と連動し、公園と庁舎との一体化を図る。
- ・新庁舎完成後、現庁舎は解体とし、効率的で安全に配慮した動線の駐車場を整備する。
- ・市道中城金坂線から新庁舎までのアプローチは、桂城公園への通路を兼ねることから幅員は余裕のある広さを確保する。
- ・駐車場はユニバーサルデザイン、雨天、降雪、凍結、除雪に配慮した計画とする。

(3) 周辺状況と動線計画

新庁舎は、桂城公園と一体的に整備することで大館市らしい都市景観を形成します。

駐車場は敷地南西の現庁舎跡地に配置することで、道路から駐車場内への出入りが容易になり、交差点からの見通しもよく、新庁舎や桂城公園が分かりやすい計画とします。また、バス利用者の利便性に配慮し、隣接する市道又は庁舎敷地内に路線バスの停留所設置を検討します。

新庁舎正面入り口までの歩道については、国道7号や市道中城金坂線に設置している歩道と接続し、歩行者の安全を確保します。

3.新庁舎のフロア構成

新庁舎の低層階には市民利用の多い窓口や市民交流エリア、中高層階には、議場や執務室の配置を検討します。

(1)低層階

- ・市民利用の多い窓口、市民交流機能を配置し、市民の利便性向上を図ります。
- ・業務の連携が必要な部署を近接配置します。
- ・災害発生時の迅速な対応と搬入出を考慮し、備蓄倉庫を配置します。

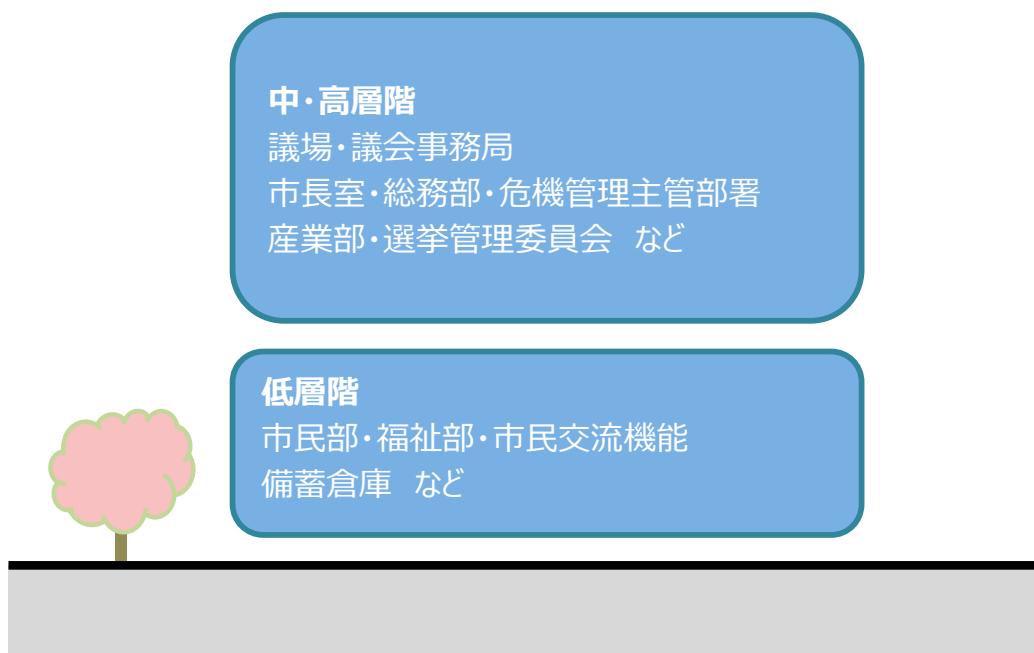
(2)中・高層階

- ・特別職の執務室、災害対策本部などは可能な限り同一階に配置し、災害時の対応をスムーズに行えるよう計画します。
- ・日常的な窓口業務を有しない部署を中心に配置します。
- ・議場及び議会関連諸室を配置し、議員、傍聴者、市民、職員等の各動線に配慮します。

(3)その他

- ・市民の利用空間と執務空間を区分し、セキュリティの向上を図ります。
- ・各階のフロアの構成に合わせ、会議室や保管スペースを配置します。
- ・災害時には、一時避難者の受け入れに転用できるスペースを確保します。

【配置イメージ図】



4. 構造計画

(1) 新庁舎に求められる耐震性能

建築基準法で定める耐震性能は、大地震発生時、人命が確保できる最低限の基準であり、災害時に地域の防災拠点となる庁舎には、基準を上回る耐震性能が求められます。

一般の避難施設であれば、建築基準法における耐震性能の※重要度係数は1.25が目安となりますが、新庁舎には災害時でも継続して利用可能な防災拠点施設としての性能が求められるため、重要度係数1.5を確保することを目標とします。

* 重要度係数：国土交通省「官庁施設の総合耐震計画基準」により定める、地震力の割増係数です。一般的な建物の重要度係数を1とし、より高い安全性が求められる建物においては、重要度係数を1以上として構造の計画を行います。

構造体の耐震安全性の分類

耐震安全性の分類	耐震安全性の目標	重要度係数
I類 特に構造体の耐震性能の向上を図るべき施設	大地震動後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。	1.5
II類 構造体の耐震性能の向上をはかるべき施設	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる。	1.25
III類 建築基準法に基づく構造体の耐震性能の向上を確保する施設	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保を図る。	1.0

建築非構造部材の耐震安全性の分類

耐震安全性の分類	耐震安全性の目標
A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
B類	大地震動後により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。

建築設備の耐震安全性の分類

耐震安全性の分類	耐震安全性の目標
甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

(2)構造種別について

建物の主な構造種別には、鉄筋コンクリート造(RC造)、鉄骨・鉄筋コンクリート造(SRC造)、鉄骨造(S造)、木造があります。基本設計において、それぞれの長所、短所を把握した上で、新庁舎にふさわしい構造種別を検討します。

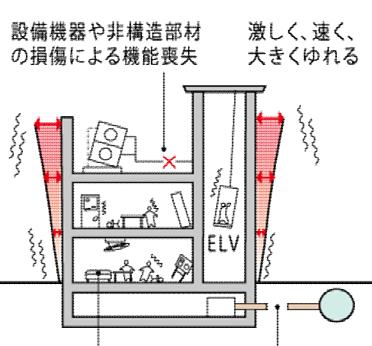
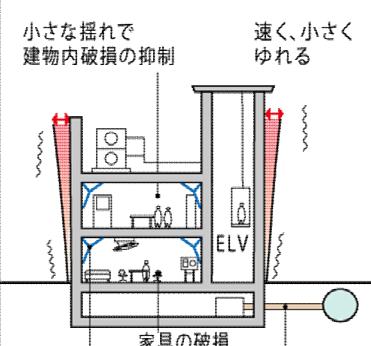
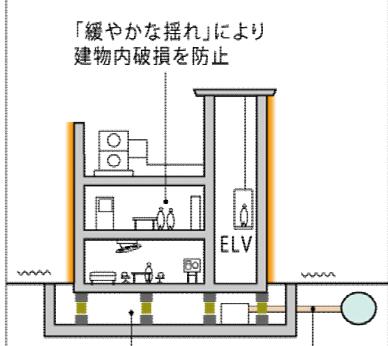
建築非構造部材の安全性の分類

	鉄筋コンクリート造 (RC造)	鉄骨・鉄筋コンクリート造 (SRC造)	鉄骨造 (S造)	木造
居住性	遮音性能、防振性能に優れている	遮音性能、防振性能に優れている	比較的振動等が伝わり易い	遮音性能、防振性能の確保には設計時の配慮が必要
耐久性	コンクリートの外壁となり、強度、耐久性能に優れる	コンクリートの外壁となり、強度、耐久性能に優れる	工場で製作された耐久性に優れた外装材を採用することが可能	工場で製作された耐久性に優れた外装材を採用することが可能
施行性 工事工期	鉄筋、型枠、コンクリート工事等は比較的煩雑である	RC造の煩雑さに加え、鉄骨と鉄筋の取り合いなど納まりが複雑 RC造に比べ鉄骨工事の期間分工期が長くなる	工事現場での作業期間が短く、外壁等は乾式工法となるため、工事工期は比較的短い 使用する鉄骨部材によっては、発注、製作に長期間必要となる場合がある	構法により、施工の難易度に幅がある 工事工期は、比較的短いが、大量の木材を使用する場合、乾燥に時間を要する
平面計画の 自由度	柱の本数が多く、柱断面が大きいため、フレキシビリティが低い。耐震壁が必要な場合は平面計画に制約がある。	柱の本数は少ないが、柱断面が大きいため、フレキシビリティがやや劣る。	柱の本数は少なく、柱断面が小さいため、フレキシビリティが高い。	柱の本数が多く、柱断面が大きいため、フレキシビリティが低い。

(3)構造形式について

新庁舎は、「市民の安全・安心な暮らし」を支える使命を帯びており、防災拠点としての機能を備えていなければなりません。東日本大震災の教訓を活かし、大規模地震が発生しても倒壊しないことはもとより、被災後、救援活動の拠点として直ちに災害復旧業務に着手できるように、庁舎機能を保全する耐震性能が求められます。構造形式としては、「耐震構造」、「制震構造」、「免震構造」が挙げられます。防災拠点施設である新庁舎には、災害時に庁舎の安全性・機能性を最も維持できると想定される「免震構造」が望ましいと考えられます。今後の基本設計では「免震構造」を基本に、建設工期、建設費用、被災後の復旧対応、維持管理コスト等を総合的に加味して構造形式を決定します。

構造形式の比較表

耐震構造	制震構造	免震構造
 <p>設備機器や非構造部材の損傷による機能喪失 家具の破損 インフラとの接続寸断</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造体を堅牢にして地震力に耐える。 大きく激しく揺れる。 通常コストで建設可能。 大地震後の損傷は最も大きい。 	 <p>激しく、速く、大きくゆれる 小さな揺れで建物内破損の抑制 家具の破損 制震装置 インフラと接続維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 制震装置が地震力を吸収し、揺れを軽減する。 耐震構造より揺れは小さい。 通常よりも建設コストがかかる。 大地震後の損傷は中程度。 	 <p>速く、小さくゆれる 「緩やかな揺れ」により建物内破損を防止 免震ピット インフラと接続維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 免震装置により、地震の揺れに建物が追随しない。 大きくゆっくりと揺れる。 通常よりも建設、維持管理にコストがかかる。 大地震後の損傷が最も小さい。

5. 設備計画

太陽光発電、自然採光、自然通風、^{*1} 地中熱、^{*2} バイオマスエネルギー等、自然エネルギーの有効活用及び、高効率空調、^{*3} コージェネレーション、LED照明等の高効率照明、星光センサー、人感センサー、^{*4} タスク・アンビエント照明等の採用を検討することにより、消費エネルギーの節約を図ります。また、積雪寒冷地の自然条件に配慮し、積雪、雪庇、凍害に対する機能確保と安全性確保を考慮します。空調・衛生設備や電気設備は建築躯体と比較して耐用年数が短いことから、将来の設備更新のしやすさに配慮した計画とします。

今後、基本設計で設備方式の具体的な比較検討を行い、「経済的で地球環境にやさしい設備」を計画し、^{*4}「建築環境統合性能評価システム(CASBEE)」の CASBEE 評価員による自己評価で A ランク以上の取得を目指とします。

^{*1} 地中熱：地下水の温度は外気温に比べると年間を通して変化が小さいため、夏は冷熱源、冬は温熱源として利用できます。

^{*2} バイオマスエネルギー：バイオマスとは、家畜排せつ物や麦わら、間伐材などの生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものです。バイオマスを燃焼することで放出される CO₂ は、生物の成長過程で大気中から吸収した CO₂ です。化石資源から得られるエネルギーと比較すると、CO₂ の排出削減に大きく貢献することができます。

^{*3} コージェネレーション：熱源より電力と熱を取り出し、総合エネルギー効率を高めるエネルギー供給システムです。ガスや蒸気タービンとバイオマスボイラー等とを組み合わせて利用します。

^{*4} タスク・アンビエント照明：対象物(タスク)を照らす照明と、周辺(アンビエント)を照らす照明の両方を組み合わせて使うことで、節電と様々な作業空間に対応する照明方法です。

^{*5} 建築環境統合性能評価システム(CASBEE)：建築物の環境性能で評価し格付けする手法で、環境配慮、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムです。

第5章 新庁舎の事業手法

1. 事業手法

(1) 事業手法選定の考え方

基本構想で、設計業者選定方法として、プロポーザル方式、施工者の選定として総合評価方式を採用することとしました。その上で、事業発注方法としての選定(以下「事業手法」という。)を行います。

事業手法については、財政負担の軽減やライフサイクルコストの削減、建設スケジュールへの影響及び地元企業の参画等の観点から、総合的な判断を行い最適な方式を採用します。

(2) 事業手法の選択

新庁舎建設の事業方式としては、庁舎建設を進める他自治体を参考に、公共施設整備において従来から広く採用されてきた公共主体の「従来型公共事業方式」と施設の設計や建設、維持管理の業務に民間の知恵や技術力を活用する民活型方式のうち、設計と建設を一括発注する「DB方式(Design-Build)」と設計と建設、維持管理を一括発注する「DBM方式(Design-Build-Maintenance)」があり、各手法の概要等は以下の表のとおりです。

【事業方式の概要一覧】

事業方式	概要
従来型公共事業方式 (直営方式)	公共が資金調達し、設計業務と施工業務をそれぞれの段階で市が個別に選定・発注する方式。
DB方式 (民活型:Design-Build)	公共が資金調達し、設計業務(実施設計)と施工業務を一括して応募企業(グループ)に発注する方式。
DBM方式 (民活型:Design-Build-Maintenance)	公共が資金調達し、設計業務と施工業務、維持管理業務を一括して応募企業(グループ)に発注する方式。

事業手法については、上記に示した内容を参考に、設計・施工品質の確保、建設コストや維持管理コストの縮減、建設スケジュールへの影響等の各視点から検討を進める必要があります。

本事業は、遺跡発掘調査後に庁舎建設を進めるため、発掘の早期終了等によるスケジュールの調整が必要となる可能性があることや、地元経済の活性化、地元企業育成の観点から市内の企業が参画しやすい事業方式を考慮し、「従来型公共事業方式」を採用することとします。

選定過程の透明性、客觀性、公開性を確保し、良質な事業の完了をめざします。

2. 発掘調査について

新庁舎の建設計画地及びその周辺は、埋蔵文化財の包蔵地である「大館城跡」であり、大館市教育委員会では、平成26年11月4日から12月23日まで、現庁舎中庭(①区)、裁判所裏駐車場(②区)、市民体育館駐車場(③区)の3地点において大館城跡試掘調査を実施しました。

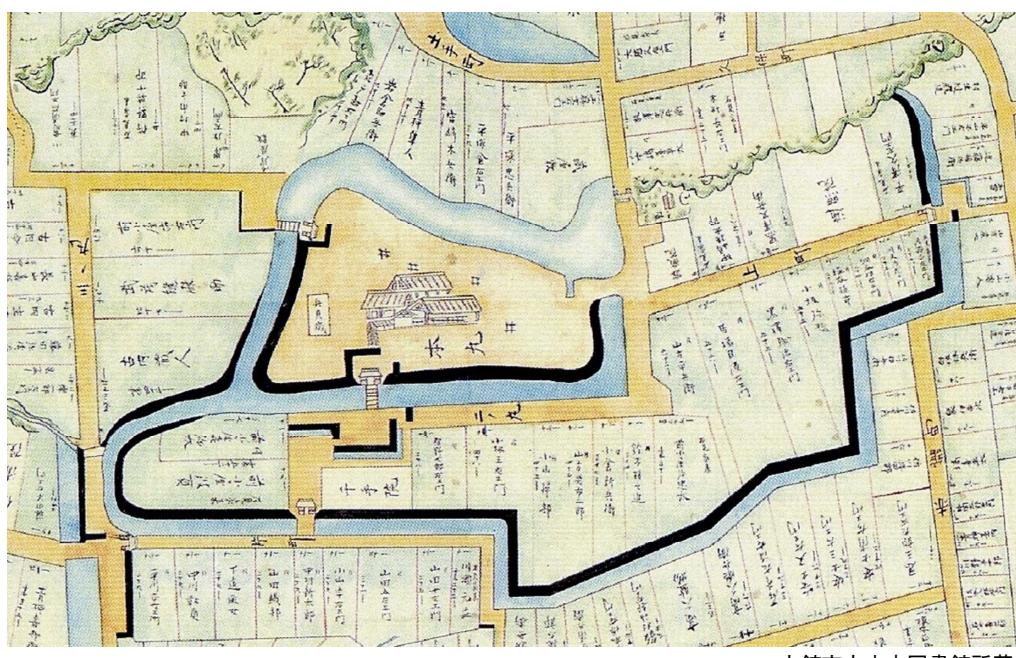
その結果、いずれの地点でも大館城に関連すると思われる江戸期の遺構・遺物が確認され、良好に遺存している可能性が高いことが判明しました。①・②区は、大館城二の丸、③区は本丸部分にあたります。確認された遺構は、主に①区では大館城下絵図にもみられる堀跡2条、堀に付随した柵や土居の残存部分である可能性がある柱穴と盛土整地層、②区では絵図に記されていない堀跡2条、家中の屋敷跡にあたると考えられる多数の柱穴、③区では本丸建物跡(御殿)の可能性がある柱穴、池の州浜である可能性がある礫群です。また、遺物も陶磁器や土製品、木製品などが一定量出土しています。

のことから、建設計画地及びその周辺には広い範囲で大館城に関連する遺構が良好に残っている可能性が高いと考えられ、各種土木工事を実施する場合には、事前の記録保存のための発掘調査を行う必要があります。

大館城跡は、大館の歴史を物語る貴重な遺跡であるとともに、市民にとってかけがえのない財産でもあり、調査結果は広く市民に公開し後世に伝えていかなければなりません。

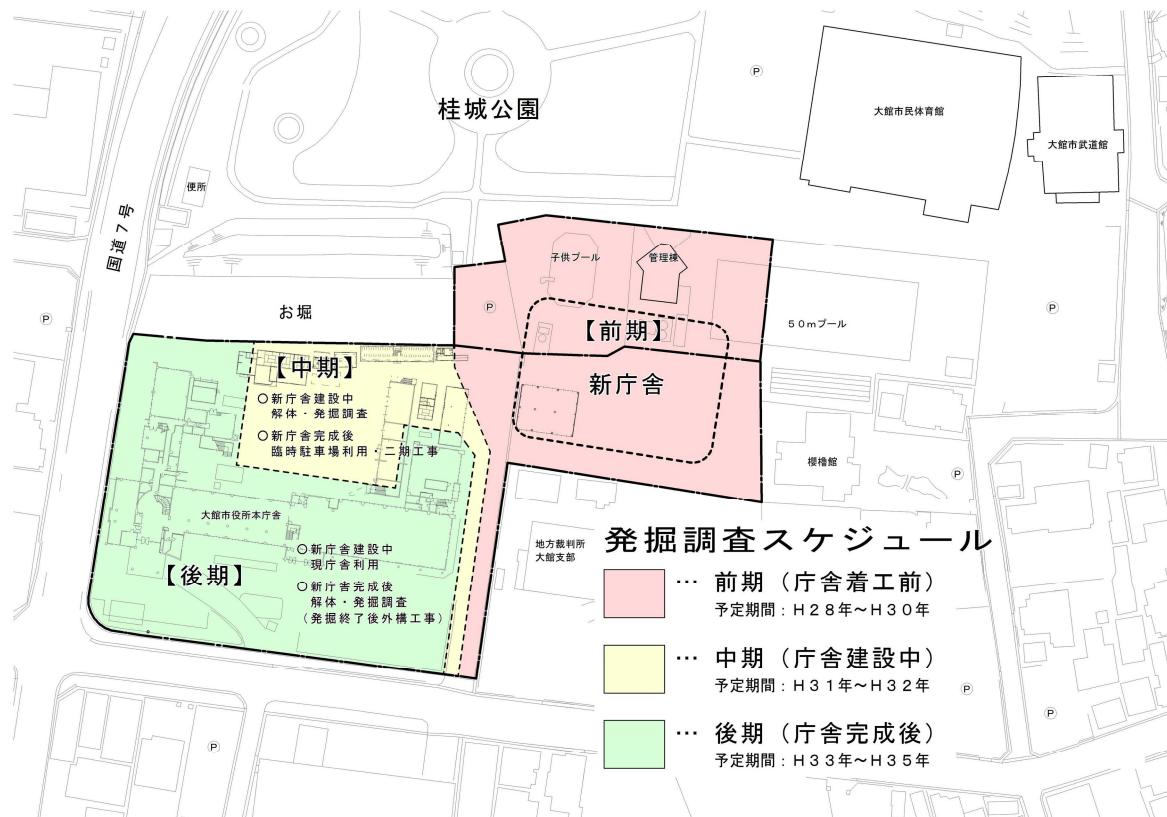
発掘調査にあたっては、現庁舎及び附属構築物等の解体や新庁舎の建設スケジュールとの十分な調整を図りながら、新庁舎建設工事の完成に支障を来さないよう、適切な発掘調査計画のもと各専門機関、有識者等の協力、助言を得ながら実施していきます。

大館市城下絵図



大館市立中央図書館所蔵

○ 発掘調査スケジュール(前期、中期、後期別)



3. 工事及び発掘調査中の現庁舎利用計画について

新庁舎の建設にあたっては、有識者や公募市民からなる「本庁舎建設検討委員会」や市議会の「本庁舎建設に関する特別委員会」で協議、検討していただいた中で、総事業費を抑制するための方策の一つとして仮庁舎の設置を行わないとの方針のもとで、基本構想を策定しています。

新庁舎建設敷地の確保のための解体及び改修工事は、必要最小限に留めることを基本とし、現庁舎で業務を継続しながら建設事業を進めることとします。

発掘調査や建設工事の期間、新庁舎完成後に駐車場が整備されるまでの期間においては、重機や大型車両の通行により駐車場など一部の施設が使用できなくなることが考えられます。

こうした中においても、一般来客用及び公用車駐車場については適当な代替場所を確保するなど、来庁者にできるだけ不便をおかけしないように努めます。

4. 建設スケジュール

新庁舎建設事業の財源として合併特例債の活用を見込んでおり、その適用期限である平成32年度末までの新庁舎本体工事の竣工を目指して事業を進めていきます。

建設予定地は遺跡の包蔵地であり、適切な全体事業スケジュールを構築しながら必要な発掘調査を実施し、建設工事に着手する必要があります。

今後は、本基本計画に示した方針を基本設計及び実施設計に反映させ、平成33年度の新庁舎開庁に向けておおむね以下のスケジュールで建設工事等を行っていく予定です。

【新庁舎建設事業スケジュール】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
計画	基本計画									
設計		基本設計	実施設計							
解体工事		解体工事			解体工事		解体工事			
発掘		発掘調査(前期)			発掘調査(中期)		発掘調査(後期)			
工事					建設工事				外構工事	
開庁						開庁				

5. 事業費と財源

(1) 概算事業費

新庁舎建設工事費に加えて、現時点で想定しているその他の経費を加味すると、概算事業費は以下のとおりです。

項目	金額(税込)
委託費(調査・設計・監理等)	約 240 百万円
新庁舎建設費	約 3,010 百万円
既存建物解体費(プール解体費含む)	約 157 百万円
外構工事費	約 183 百万円
引越し等(防災機器・サーバー移設含む)	約 38 百万円
概算事業費 計	約 3,628 百万円

概算事業費は、最近の庁舎建設事例などを参考に算出したものであり、事業費を確定するものではありません。また、上記事業費は、基本構想策定時には無かった工事監理委託費、用地測量委託費、地質調査委託費、オフィス環境調査費等を加えたものとなっております。

なお、詳細な建設費及び事業費については、設計の段階で積算していくますが、今後も消費税率の変更や東京オリンピック・パラリンピック関連施設の整備、東日本大震災復興事業の本格化等による建設費の高騰が予測されます。

このため、新庁舎建設にあたっては、本市が求める機能や品質を確保するとともに、工期の短縮やコストの縮減の可能性について調査・検討し、効率的・効果的な事業執行に努めています。

(2) 財源

新庁舎建設事業の財源内訳は、以下のとおりです。

項目	金額(税込)
地方債(合併特例債)	約 1,700 百万円
庁舎等整備基金	約 1,750 百万円
一般財源	約 178 百万円
財源 計	約 3,628 百万円

新庁舎建設事業の財源については、基本構想で示したとおり、今後積み立てる分を含む庁舎等整備基金を17億5千万円(平成27年4月時点の積立額10億5千3百万円)、合併特例債を17億円活用することを見込んでいます。

合併特例債は、元金と利子を合わせた返済額の70パーセントに対して国から交付税措置されるもので、自治体の庁舎建設に対しては国などの補助金がなく、交付税の

手当のある合併特例債を活用することで市費負担が軽減され、20年程度の期間で市民負担の平準化が図られるなどの利点があります。

さらに、今後、設計段階等で新庁舎の機能、設備その他の詳細を決定していく際には、国や県の補助金・交付金等で利用できるものがないか検討し、財政負担の軽減に努めます。

大館市本庁舎建設基本計画(案)

発行:平成 27 年11月

編集:大館市 総務部総務課 新庁舎建設推進室

〒017-8555

秋田県大館市字中城 20

電話:0186-43-7025

FAX:0186-49-1198

URL:<http://www.city.odate.akita.jp/>